

神戸市配偶者等暴力（DV）対策基本計画 （第2次）

～暴力のない男女平等社会の実現を目指して～

平成 23 年 3 月

神 戸 市

はじめに

配偶者等からの暴力（以下「DV」という。）は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、深刻な社会問題になっており、DV被害者の多くは女性です。

神戸市では、平成18年11月から、市町村では全国で4番目に神戸市配偶者暴力相談支援センターの業務を開始し、DV被害者への相談・支援を図ってきました。

また、神戸市男女共同参画計画（第2次）（平成20年度～22年度）においても、特に重点的に取り組むべき柱のひとつとして、DVの防止・被害者支援を拡充してきました。

更に、DV被害者支援のより一層の充実とDVを根絶するための取り組みを強化するため、神戸市配偶者暴力対策基本計画（平成21年度～22年度）を策定し、DV施策を総合的・体系的に推進してきました。

このたび、神戸市配偶者暴力対策基本計画の計画期間が終了するにあたり、神戸市男女共同参画審議会からの答申を踏まえて、神戸市配偶者等暴力（DV）対策基本計画（第2次）（平成23年度～27年度）を策定いたしました。

この計画においては、神戸市配偶者暴力対策基本計画の基本目標を継承するとともに、神戸市配偶者暴力相談支援センター等相談窓口の機能強化、DV被害者の子どもへの支援、教育・啓発についての強化などに取り組んでまいります。

すべての人が安全で安心して暮らせる社会を実現するために、あらゆる暴力を許さない社会を目指す必要があります。

今後は、この計画に基づき、関係機関や民間支援団体とも連携しながら総合的に施策を推進し、男女の人権が尊重される社会の実現を目指してまいります。

なお、この計画の策定にあたり、多くの皆様に貴重なご意見をいただきましたことに、心から感謝を申し上げます。

平成23年3月

神戸市長 **矢田立郎**

目 次

第1章 基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	2
2 県と市の役割分担	2
第2章 DVの現状と課題	5
1 DV被害の状況	6
2 神戸市配偶者暴力対策基本計画の進捗状況と課題	9
第3章 DV被害者支援対策の内容	11
1 DV被害者支援対策の体系	12
2 DV被害者支援対策の具体的内容	14
基本目標1 相談機能の充実	14
〔重点目標1〕 神戸市配偶者暴力相談支援センターの充実	14
〔重点目標2〕 相談窓口の充実	16
基本目標2 被害者の安全確保の徹底	18
〔重点目標3〕 被害者の安全確保の徹底	18
〔重点目標4〕 被害者の情報管理の徹底	19
基本目標3 被害者の自立支援と生活再建の支援	21
〔重点目標5〕 生活基盤を整えるための支援	21
〔重点目標6〕 住宅の確保に向けた支援	23
〔重点目標7〕 就業の支援	24
〔重点目標8〕 子どもへの支援	25
〔重点目標9〕 高齢者・障がい者への支援	27
〔重点目標10〕 外国人への支援	28
〔重点目標11〕 心理的ケアの充実	29
基本目標4 教育・啓発の推進	31
〔重点目標12〕 市民・企業に対する啓発	31
〔重点目標13〕 若年層等への教育・啓発及び教育関係者に対する啓発	32
〔重点目標14〕 医療関係者に対する啓発	34
〔重点目標15〕 福祉関係者に対する啓発	34
基本目標5 推進体制の充実	36
〔重点目標16〕 被害者支援を担う関係者の人材育成	36
〔重点目標17〕 関係機関の連携・協力	37
第4章 数値目標	41
第5章 計画の評価・検証	43
[資料]	45
資料1 DV被害者支援フローチャート	46
資料2 神戸市配偶者暴力相談支援センターの機能	47
資料3 DV被害者支援関係機関の連携図	48
資料4 苦情処理フローチャート	53

[参考資料]	55
参考資料1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	56
参考資料2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（概要）	67
参考資料3 用語解説	73

第 1 章 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

すべての人が安全で安心して暮らせる社会を実現するためには、あらゆる暴力を防止し、暴力を許さない社会を目指す絶え間ない取り組みが必要です。

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス＝以下「DV」という。）は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、深刻な社会問題になっています。DV被害者（以下「被害者」という。）の多くは女性です。

神戸市では、男女共同参画課が中心となって、平成18年11月より神戸市配偶者暴力相談支援センターの業務を開始しました。また、平成21年3月に神戸市配偶者暴力対策基本計画を策定し、DV根絶を目指して、神戸市における施策を総合的、体系的に推進してきました。

このたび、神戸市配偶者暴力対策基本計画が平成22年度で終了するにあたり、神戸市男女共同参画審議会より答申をいただき、神戸市配偶者等暴力（DV）対策基本計画（第2次）（以下「本計画」という。）を策定します。

本計画については、神戸市配偶者暴力対策基本計画の基本目標を継承するとともに、神戸市配偶者暴力相談支援センター等相談窓口の機能強化、被害者の子どもへの支援、教育・啓発について強化することとしています。

本計画は、DV防止法第2条の3第3項に基づく基本計画です。

また、神戸市男女共同参画計画（第3次）において、基本目標4「女性に対するあらゆる暴力の根絶」の課題として本計画の推進を掲げるとともに、重点的に推進すべき事項として、配偶者等からの暴力（DV）対策の強化を掲げています。

更に、第5次神戸市基本計画の神戸2015ビジョンの策定の中で、女性に対する暴力の根絶推進を事業内容として掲げています。

なお、本計画の計画期間については、神戸市男女共同参画計画（第3次）と同様に平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

2 県と市の役割分担

国は、「基本的な方針」の中で、都道府県に対して、被害者支援の中核としての役割を果たすことを期待しており、特に、婦人相談所は被害者支援の中核であり、一時保護の実施という、被害者にとって極めて重要な役割を果たすとしています。また、国は、都道府県に対して、広域的な観点から、市町村の実施する施策が円滑に進むよう、助言や情報提供などの支援を行うことや、広域的に対応することによって効率的な推進が可能な施策については、都道府県が中心となって行うことが望ましい、としています。

一方、市町村に対しては、被害者に最も身近な行政主体として、相談窓口の設置、支援に関する情報提供、自立に向けた継続的な支援の実施などの基本的な役割について、積極的に取り組むことを期待しています。

これを受けて、兵庫県では、婦人相談所（配偶者暴力相談支援センター）が被害者支援の中核としての役割を果たし、都道府県の義務である一時保護を実施しています。また、兵庫県は、ネットワーク会議を開催し、兵庫県内市町及び関係機関の連携を図っています。

一方、神戸市では、被害者の立場に立った切れ目のない支援の実現を目指し、市民・行政・企業・大学・民間支援団体等あらゆる関係機関と連携し、被害者支援対策を推進していくこととしています。更に、兵庫県に対して、専門的な対応や一時保護対策の充実、他の市町との調整や広域的に対応することで効率的な推進が可能な施策の実施などについて要望します。

第2章 DVの現状と課題

1 DV被害の状況

(1) 相談の状況

①神戸市配偶者暴力相談支援センター（女性のためのDV相談室）における相談件数

神戸市配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）において、被害者からの相談を受けています。

平成21年度の相談延件数は、2,810件となっています。1日の平均件数は、平成18年度3.9件であったものが、平成21年度には9.2件と急増しています。

	電話相談	面接相談	カウンセリング	相談延件数 (新規)	1日平均	同行支援	総件数	保護命令 (再掲)
18年度	430件	20件	30件	480件 (320件)	3.9件	3件	483件	1件
19年度	1,249件	187件	49件	1,485件 (742件)	4.9件	8件	1,493件	3件
20年度	1,862件	250件	137件	2,249件 (1,020件)	7.3件	9件	2,258件	9件
21年度	2,341件	305件	164件	2,810件 (1,071件)	9.2件	39件	2,849件	10件

※年齢構成は相談件数の多い順に、30歳代、40歳代、50歳代と続いています。

10歳代からの相談も、19年度4件、20年度12件、21年度16件と増えてきています。

※DV防止法の対象とならない交際関係（別離含む）でのDV相談件数は、

19年度18件、20年度60件、21年度72件と増加傾向にあります。

※複数の暴力を重複して受けている被害者が多くいます。21年度の相談では、暴力の種別でみると精神的暴力84%、身体的暴力68%、経済的暴力36%、性的暴力26%、社会的暴力22%となっています。

また、子どもを利用して被害者をコントロールしようとする暴力相談も増えてきています。

※子どものいる被害者の約6割で目撃を含む子どもへの何らかの暴力があり、子どもへのDVの影響が懸念されます。

※同行支援が21年度に急激に増えています。DVは被害者の心理に大きく影響し、混乱や無気力・無力感を招くため、避難や自立にむけた諸手続きがなかなか進まない場合があります。相談員が付き添う「同行支援」はDV被害者への心理的支援としても有効となってきています。

※相談の状況から、加害者から離れることができたり、離婚の目処が立ったりすると、DV被害者からの相談が中断したり、遠ざかる傾向が伺えます。しかし、DV被害者の多くは、DVの影響で働けないことや、職場や地域、子どもとの人間関係などに悩んでいます。

②神戸市男女共同参画センターにおける相談件数

※下段はDV相談

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
こころの悩み相談	380 件	434 件	389 件	326 件
	9 件	28 件	4 件	10 件
DV相談 (H18.10 まで)	64 件			
	64 件			
法律相談	189 件	197 件	209 件	222 件
	29 件	29 件	16 件	30 件
からだの相談	13 件	12 件	8 件	8 件
	1 件	2 件	0 件	0 件
就業・チャレンジ 相談 (H19.4～)		23 件	23 件	25 件
		0 件	0 件	0 件
一般電話相談	1,978 件	1,905 件	1,677 件	1,443 件
	204 件	185 件	181 件	184 件
総 合 計	2,624 件	2,571 件	2,306 件	2,024 件
	307 件	244 件	201 件	224 件

③各区保健福祉部（婦人相談員、母子自立支援員）における相談件数

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
総数	31,502 件	32,701 件	36,737 件	36,226 件
うちDV相談	1,299 件(4.1%)	2,108 件(6.4%)	1,279 件(3.5%)	1,239 件(3.4%)

④神戸国際コミュニティセンターにおける相談件数

年 度	件 数	備 考
平成 18 年度	2 件	中国人女性 1 件、日本人女性 1 件
平成 19 年度	2 件	日本人女性 2 件
平成 20 年度	8 件	日本人女性 3 件、中国人女性 1 件、韓国人女性 1 件、 ベトナム人女性 1 件、タイ人女性 1 件、インド人女性 1 件
平成 21 年度	5 件	日本人女性 1 件、韓国人女性 4 件

⑤高齢者虐待防止法に基づく対応件数

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
総数	195 件	194 件	231 件	257 件
うち夫婦 2 人世帯	48 件 (26.8%)	34 件 (20.6%)	43 件 (21.9%)	68 件 (29.5%)
うち夫から妻への虐待	42 件 (23.5%)	37 件 (22.4%)	40 件 (20.4%)	49 件 (21.3%)
うち施設入所等による分離	60 件 (33.5%)	45 件 (27.3%)	79 件 (40.3%)	84 件 (36.5%)

⑥警察における相談件数（兵庫県全体。保護命令にかかわるもの。）

	相談件数	書面請求件数	書面発出件数
平成 18 年	1,195 件	—	—
平成 19 年	1,642 件	133 件	100 件
平成 20 年	1,797 件	161 件	125 件
平成 21 年	1,867 件	164 件	126 件

⑦県立女性家庭センターにおける相談件数

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
総数	3,399 件	3,198 件	3,556 件	3,854 件
うちDV相談	1,654 件(48.7%)	1,447 件(45.2%)	1,484 件(41.7%)	1,432 件(37.2%)

(2) 一時保護等の状況

神戸市では、各区保健福祉部（婦人相談員、母子自立支援員）から兵庫県の婦人相談所へ一時保護を依頼しているほか、被害者の状況により神戸市母子婦人短期保護事業での短期保護も活用し被害者の当面の安全確保を行っています。また、必要がある場合は、母子生活支援施設に入所を委託し、更に加害者からの追及の危険性が高い場合には、市外の母子生活支援施設への入所を委託しています。

①保護の状況

*下段はDVを事由とするもの

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
県の婦人相談所への一時保護依頼件数	47 件	57 件	48 件	68 件
	26 件(55.3%)	31 件(54.4%)	21 件(43.8%)	27 件(39.7%)
母子婦人短期保護事業	31 件	43 件	31 件	48 件
	13 件(41.9%)	20 件(46.5%)	14 件(45.2%)	20 件(41.7%)
合 計	78 件	100 件	79 件	116 件
	39 件(50.0%)	51 件(51.0%)	35 件(44.3%)	47 件(40.5%)
施設入所件数	26 件	28 件	28 件	28 件
	8 件(30.8%)	10 件(35.7%)	10 件(35.7%)	10 件(35.7%)
県の婦人相談所の一時的保護件数(委託を含む)	287 件	293 件	269 件	299 件
	207 件(72.1%)	188 件(64.2%)	176 件(65.4%)	177 件(59.2%)

②市営住宅定時募集の応募状況

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
募集戸数		1,075	893	1,131	1,134
応募者数 (平均倍率)		22,910 (21.3)	20,514 (23.0)	22,276 (19.7)	22,556 (19.9)
うち DV被害者	当選者数	4	3	4	2
	応募者数(倍率)	40(10.0)	40(13.3)	29(7.3)	27(13.5)
	入居者数	0	1	2	2

※DV被害者としての応募は、あくまで本人申告であり、政令等で規定されている要件を満たしているかは不明。

③市営住宅の目的外使用による提供の状況

平成 21 年度に 2 世帯が入居しています。

2 神戸市配偶者暴力対策基本計画の進捗状況と課題

(1) 神戸市配偶者暴力対策基本計画の数値目標の進捗状況

基本目標	目標項目	平成 22 年度 目標	当初数値	平成 21 年度
1	DVの相談窓口を知っている人の割合 (市政アドバイザー意識調査) <重点 1>	70%	41.8% (19 年度)	43.9%
	相談受付時間数の増 (配偶者暴力相談支援センター) <重点 1>	8 時間/日	7 時間/日 (19 年度)	8 時間/日 *H21.4~
3	外国語によるDVリーフレットの作成 (配偶者暴力相談支援センター) <重点 10>	5 カ国語	2 カ国語	3 カ国語 *(H22'中に 2 カ国語作成 予定)
	グループカウンセリング(1ケル10回) の実施回数 (配偶者暴力相談支援センター) <重点 11>	2 ケル/年	—	1 ケル/年
4	DV防止に関するセミナーの参加者数 <重点 12>	200 人/年	64 人/年 (19 年度)	387 人/年
	デートDV防止プログラム実施校数 <重点 13>	10 校/年	—	2 校/年
	支援者等関係者に対する研修の受講者数 <重点 15>	300 人/年	195 人/年 (19 年度)	840 人/年
	実務担当者以外の市職員に対するDV研 修の実施回数 <重点 15>	10 回/年	—	13 回/年

基本目標

- 1 相談機能の充実
- 2 被害者の安全確保の徹底
- 3 被害者の自立支援と生活再建の支援
- 4 教育・啓発の推進
- 5 推進体制の充実

(2) 神戸市配偶者暴力対策基本計画の課題

①相談機能の充実

被害者が身近なところで安全に相談できる仕組みが必要です。また、被害者が訪れるあらゆる機関について、DVの理解を深め、被害者に更なる被害を与えない対応を徹底するとともに、必要に応じ支援センターなど専門機関につなげることが必要です。

②被害者の安全確保の徹底

一時保護の必要な被害者について、適切に対応するため、今後も県との連携を強化していく必要があります。

③被害者の自立支援と生活再建の支援

被害者の個々の状況に応じた経済的支援を行うことが求められているとともに、各制度が、支援の必要な被害者に、適切に利用されることが必要です。

被害者が連れている子どもが児童虐待を受けていないか、関係機関における虐待の有無についての的確に判断し、虐待が見受けられる場合については、迅速な対応のため、子育て支援室やこども家庭センターとの更なる連携が必要です。被害者や連れている子どもが学校園で相談しやすい環境を整える必要があります。

高齢者虐待における被害の実態について、件数を含めた被害実態を把握するとともに、被害者を発見した場合は、速やかに支援センター等関係機関と連携する必要があります。

障がい者については、相談窓口などの情報を、きめ細やかに提供していく必要があります。

被害者の多くが、心理的な支援を必要としていることから、カウンセリング体制を更に強化するとともに、関係機関と連携し、長期にわたる被害者への心理的ケアを実施する必要があります。

④教育・啓発の推進

啓発の実施に際しては、市民・企業に対し、DVに関する的確な理解が得られるよう関係機関が連携協力して取り組むことが必要です。また、若年層に向けたDVについての予防啓発の推進及び「デートDV」に関する情報や、相談機関についても、広く市民や関係機関に周知徹底する必要があります。

医療関係者及び福祉関係者については、被害者の発見と通報や情報提供の努力義務を更に認識し、被害者が相談できる体制を強化していく必要があります。

⑤推進体制の充実

被害者への二次的被害を起こさないために、民間支援団体を含む様々な関係機関に対し研修等を通じ、支援者等関係者の資質向上を図っていく必要があります。また、神戸市の様々な相談機関に被害者からの相談があることから、実務担当者以外の市職員に対しDV研修を実施し、資質向上を図る必要があります。

民間支援団体等との連携・協力は、被害者支援に欠かせないことから、民間支援団体等への支援を充実させていく必要があります。

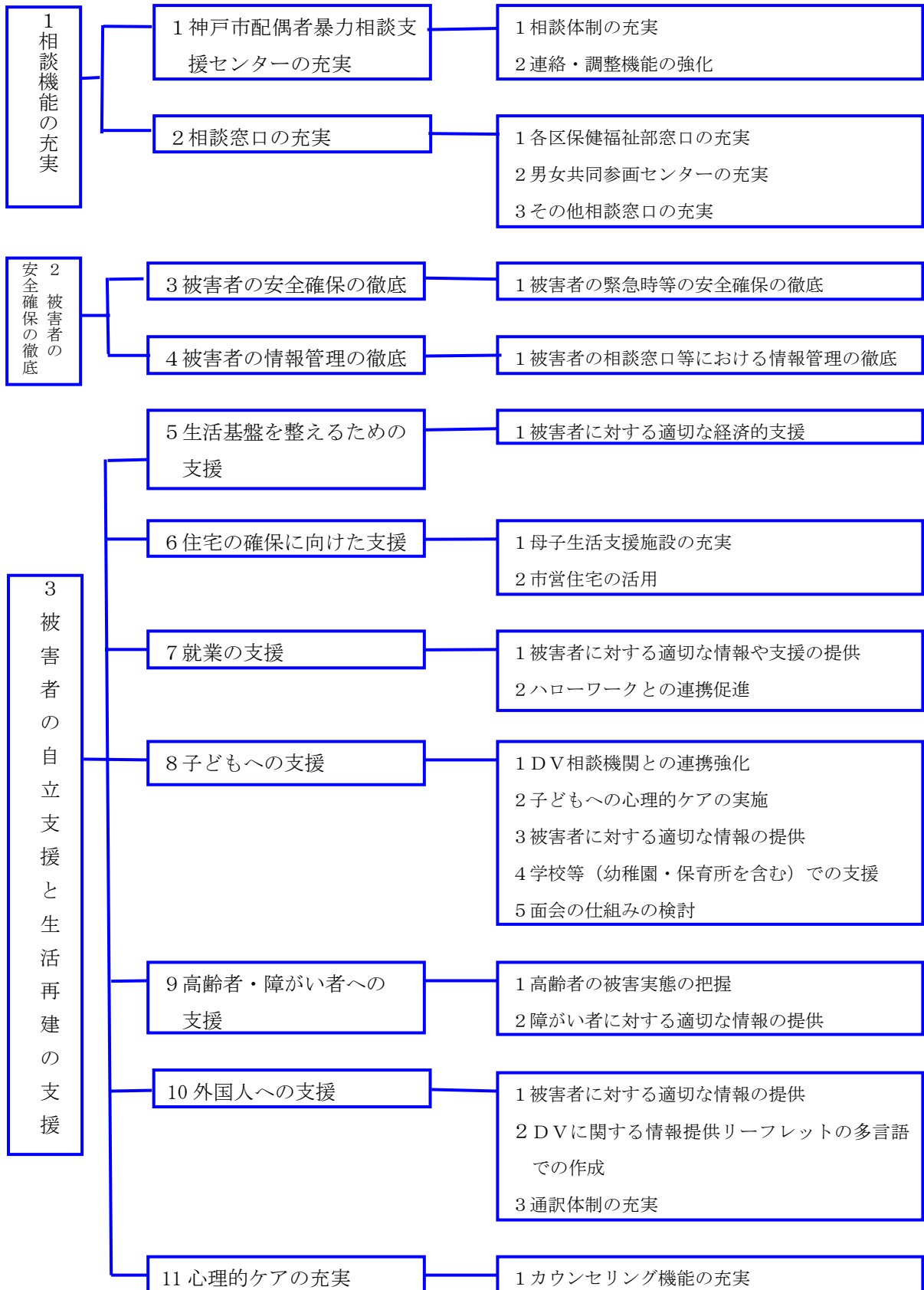
第3章 DV被害者支援対策の内容

1 DV被害者支援対策の体系

<基本目標>

<重点目標>

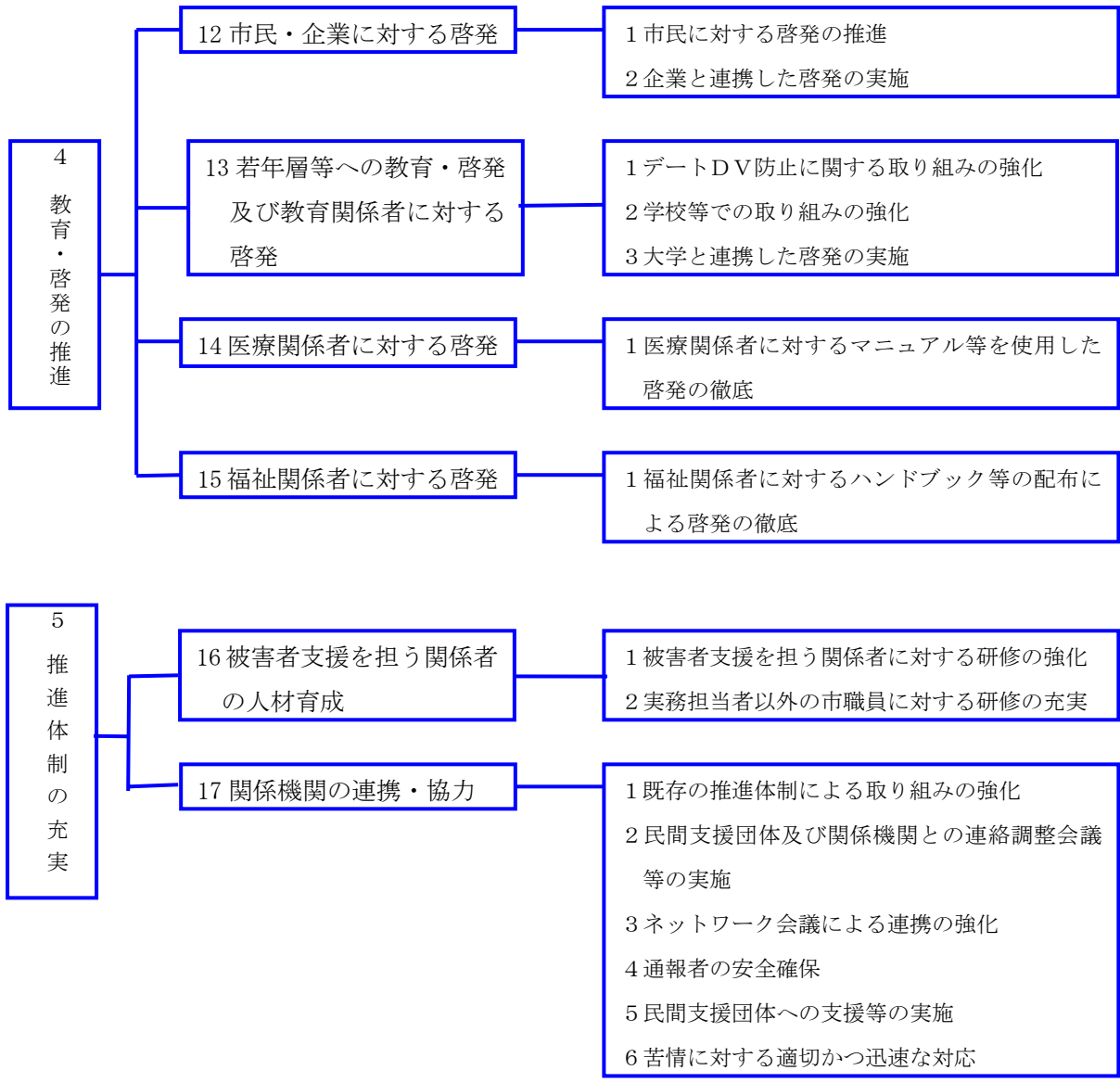
<今後の取り組み方策>



<基本目標>

<重点目標>

<今後の取り組み方策>



2 DV被害者支援対策の具体的内容

基本目標 1 相談機能の充実

被害者がDVを受けることなく安全に生活していくためには、被害者自身が、被害者を支援するための情報を入手し、それを活用することが不可欠です。しかし多くの場合、DVによって被害者は社会から孤立し、情報を入手する機会が制限されています。また、一方で、被害者に自分がDVを受けているという認識がないために、相談に至らないことも多いと考えられます。被害者が自分のDV被害に気づき、一人で悩むことなく相談できるよう、相談窓口を広く周知することが必要です。また、被害者に対し、早い段階で相談し、情報等を得るよう呼びかけることも必要です。特に高齢者や障がい者、外国人に対しては、それぞれの状況に配慮して情報を届ける必要があります。

神戸市は、被害者にとって最も身近な行政主体として相談窓口を設置しています。支援センターを相談窓口の中核として広く広報しながら、相談体制を充実させるとともに、各区保健福祉部窓口についてもより身近なDV相談窓口として広く広報し、必要に応じて支援センターから相談員が出向くなど相談窓口間の連携を強化し、被害者の立場に立った切れ目のない支援を行います。

【重点目標 1】 神戸市配偶者暴力相談支援センターの充実

【現状】

神戸市では、平成 18 年 11 月から支援センターとして「女性のためのDV相談室」の業務を開始し、ました。DV防止法第 3 条第 3 項に掲げる 3 の一時保護を除く、相談・カウンセリング・情報提供・連絡調整・保護命令申立ての支援等を行っており、相談については、2 名の相談員が、火曜日から日曜日までの 9 時から 17 時まで対応し、運営については、民間支援団体と連携して行っています。

支援センターでは、相談事例に応じて、関係機関とのコーディネートをするほか、各区保健福祉部の婦人相談員・母子自立支援員による会議に出席し、DV相談についてのサポートを行っています。被害者に負担をかけないよう、被害者の立場に立った視点から、各関係機関と連携して対応しています。面接時には、被害者が相談しやすいよう、就学前の子どもを連れてくる場合、一時保育を実施しています。

また、相談内容や被害者の状況等を記載した相談シートを証明書とともに発行し、被害者がその相談シートを各区まちづくり推進部、保健福祉部に持参することで、それらの機関に対する被害者の説明を簡略化しています。更に、各関係機関からの相談にも応じています。

なお、支援センターの相談員は、被害者が救急で運ばれた場合には病院へ、外国人の場合には神戸国際コミュニティセンターへ赴くなど、被害者の状況に合わせ、出向いて面接相談を実施しています。

[課題]

- ・ DV相談機関の中核としてのコーディネート機能やサポート機能の更なる強化が求められています。
- ・ 被害者が身近なところで安全に相談できる仕組みが必要です。
- ・ 市として組織的、重層的な支援体制の構築が必要です。
- ・ 相談員の資質の維持及び更なる向上が必要です。
- ・ DVについての理解を深め、被害者に更なる被害（以下「二次的被害」という。）を与えない対応の徹底が必要です。
- ・ 被害者が同じ内容を何度も説明することのないよう相談シートの効果的な利用が必要です。
- ・ あらゆる機会を通じて、相談窓口を広く市民等に周知していく必要があります。
- ・ 男性の被害者が相談できる機会を確保する必要があります。

[今後の取り組み方策]

1 相談体制の充実

- (1) 更にきめ細やかに対応するため、相談員の機能分担を図ります。
- (2) DV相談に精通した質の高い相談員の安定的確保に努めます。
- (3) 被害者が身近な場所で相談できる質の高い窓口の複数設置について検討します。
- (4) リーフレットの関係機関への配布やDV防止キャンペーンなど、あらゆる機会を通じて、周知徹底に努めます。
- (5) 被害者がより相談しやすいよう、相談受付時間の拡大のあり方を検討します。
- (6) 面接時、被害者が就学前の子どもを連れている場合、一時保育を継続して実施します。
- (7) デートDVの相談について、専門的に対応できる体制を整備します。
- (8) 男性の被害者が相談できる機会の確保について、県との連携も含め、検討します。

2 連絡・調整機能の強化

- (1) DV相談機関の中核としての機能を更に強化します。関係機関とのコーディネートや各区保健福祉部の婦人相談員・母子自立支援員によるDV相談についての協力・サポートを行います。
- (2) 対応が困難なケースでは、関係機関と連携し、ケースカンファレンスを行うなどし、協力して対応します。
- (3) 相談シートの使用範囲を広げるとともに、被害者が必要とする情報や被害状況・相談歴などをまとめておける「支援手帳（仮称）」について相談者の意思を尊重して作成し、安全で効果的な活用方法を検討します。

[重点目標 2] 相談窓口の充実

[現状]

各区保健福祉部では、婦人相談員・母子自立支援員(市職員)が、母子婦人相談の一環としてDV相談に対応し、被害者の立場・心情に十分配慮し、生活相談のほか、必要に応じて一時保護や施設入所等についての情報提供や支援を一連で実施しています。婦人相談員・母子自立支援員によるDV相談については、母子健康手帳と同時に配布する「すくすくハンドブック」をはじめ各種パンフレット等に掲載し、広く周知しています。また、様々な保健相談においてDVを把握した場合は、DVによる身体的・心理的影響を確認し、DVの特性を念頭に置いた保健指導を実施しています。

保護課では、生活保護の相談者・保護受給者がDV被害で困っている場合、婦人相談員・母子自立支援員と連携して対応しています。

男女共同参画センターでは、女性相談の実績のある女性のカウンセラーや弁護士等が相談に当たり、女性の視点に立った対応を行っています。また、情報アドバイザーについても、DV研修に参加しています。

その他、各区まちづくり推進部では、DVが推測される場合は、警察などに相談するよう案内し、生活保護の相談の中でDVに関するものについては、面接員及びケースワーカーが婦人相談員・母子自立支援員と連携して対応しています。こども家庭センターでは、必要に応じて、支援センターと情報交換や研修を行うなど連携するほか、市民病院では、被害者へのリーフレット等配布、医療関係者へのマニュアルの配布、医療関係者へのマニュアル研修会を実施しています。

なお、研修や会議に積極的に参加することにより、職員の資質の向上を図り、被害者の抱える問題や心情を正確に理解し、二次被害を起こさない適切な助言・施策を実施するとともに、必要に応じて適切な関係機関につなげるなど、対応の徹底を図っています。

[課題]

- ・ DV被害者が訪れるあらゆる機関がDVについての理解を深め、相談機関の情報提供などの対応ができるよう、認識する必要があります。
- ・ 各区保健福祉部におけるDV相談窓口について、更に広く周知する必要があります。
- ・ 男女共同参画センターでは、DVを理解し、女性の視点に立ったカウンセラーの配置や情報アドバイザーの更なる対応技術向上が必要です。
- ・ 市民相談室、区まちづくり推進部、こども家庭センター、市民病院等市のあらゆる機関で、被害者の話を聞き、DVについての的確に判断し、必要に応じて支援センターなど専門機関につなげる必要があります。

[今後の取り組み方策]

1 各区保健福祉部窓口の充実

- (1) 各区の相談窓口は、市民に身近な相談窓口であるとともに、特に一時保護や自

立支援等、福祉の相談窓口としての重要な役割があることから、窓口の更なる機能充実を図ります。

- (2) 婦人相談員・母子自立支援員等関係職員については、今後も研修を積極的に受講する等、資質の向上に努めます。
- (3) 各区保健福祉部における母子・婦人相談と保健相談の連携の促進を図ります。
特に、児童虐待とDVの関連性から、子育て支援室における連携を深めます。
- (4) 各区から関係機関との連絡調整を積極的に行い、関係機関との連携強化に努めます。
- (5) 婦人相談員・母子自立支援員によるDV相談について、被害者にわかりやすいよう、DV相談窓口として広く広報するよう努めます。

2 男女共同参画センターの充実

- (1) 女性のための相談室のカウンセラー・相談員についても、DVの理解を深めるなど資質向上に努めます。
- (2) 情報アドバイザーの対応技術の更なる向上を目指します。
- (3) 学識経験者など専門家と連携し、被害者が集える場を提供します。
- (4) 女性のための相談室で対応すべき事項と支援センターで対応すべき事項を整理し、確実に連携します。

3 その他相談窓口の充実

- (1) DV被害者が訪れる機関のすべてが「相談窓口」の認識を持ち、専門相談機関について情報提供できるよう、意識啓発を進めます。(市民相談室、区まちづくり推進部、保育所、こども家庭センター、市民病院、学校園等)
- (2) 相談の中で、DVの有無を的確に判断し、支援センターから必要に応じ相談員に出向いてもらうなど、確実に支援センターにつなげます。(市民相談室、区まちづくり推進部、保育所、こども家庭センター、市民病院、学校園等)

基本目標 2 被害者の安全確保の徹底

被害者の安全確保については、都道府県の責務である婦人相談所での一時保護の実施のほか、市町村において、緊急に保護を求めてきた被害者が一時保護されるまでの間、地域の社会資源を積極的に活用した避難場所の提供や、同行支援の実施などにより、被害者及び被害者が連れている子どもの緊急時における安全確保を、迅速かつ適切に図ることが必要です。

また、被害者が今まさに暴力を受ける危険性がある場合や加害者の不在時に被害者が駆け込んできた場合等も対象となり、加害者から危害を加えられる恐れが高い場合は、警察と連携を図って、被害者の保護を図る必要があります。

なお、実施に当たっては、担当部局と支援センター、県の婦人相談所、警察、民間支援団体等関係機関の間で、連絡体制や加害者からの追及への対応等について情報の共有と管理をしておく必要があります。

【重点目標 3】 被害者の安全確保の徹底

【現状】

支援センターでは、保護命令申立てに関する事前相談を受けるとともに、警察への事前相談をすすめるなど、安全確保についての情報提供を行っています。地方裁判所から通知を受けた場合は書面提出を行い、保護命令発令の通知が届いた場合は速やかに被害者に連絡し、安全確保について再度確認及び情報提供を行うほか、警察にもその旨連絡するなど、関係機関との連絡調整を行っています。必要に応じ、同行支援も行っています。また、相談対応に際し必要と判断した場合は、民間支援団体等関係機関と連携して、県への一時保護につなぐまでの間、被害者の緊急時における安全の確保を行っています。

各区保健福祉部の婦人相談員・母子自立支援員は、県の婦人相談所と連携して適切に一時保護を依頼し、また、被害者の状況により神戸市母子婦人短期保護事業も活用することにより被害者の当面の安全確保を行い、必要がある場合は母子生活支援施設へ入所を委託し、加害者からの追及の危険性が高い場合には、市外の母子生活支援施設への入所委託を行い、必要な場合は、同行支援を行っています。一時保護の後については、県の婦人相談所と協議したり、支援センターにつないだりしています。

こども家庭センターでは、県の婦人相談所での一時保護時に母子を一緒に保護できない事情がある場合等に、子どもを保護しています。また、通常の相談の中でDVがあり、保護が必要と判断される場合は、各区保健福祉部の婦人相談員・母子自立支援員と連携し、緊急性がないと考えられる場合でも相談先の情報提供等を行って安全確保を行っています。

【課題】

- ・ 一時保護の必要な被害者について、適切に対応するため、県との連携を強化する必要があります。

- ・ 支援センターは、被害者が安全な状態がどうかを確認し、警察への事前相談や保護命令の申立て支援、被害者自身がとれる安全対策についてきめ細やかに助言することが必要です。
- ・ 支援センターは、切迫した危険があり安全確保が必要な場合には、各区保健福祉部の婦人相談員・母子自立支援員や県、警察、民間支援団体等関係機関と連携を図る必要があります。
- ・ 支援センターには加害者からの電話もあることから、相談者と相談員の安全のため、場所の秘匿に十分配慮する必要があります。
- ・ 児童虐待がある場合は、子育て支援室やこども家庭センターとの連携が必要です。
- ・ 被害者の安全確保には、個人情報の管理にも配慮する必要があります。

[今後の取り組み方策]

1 被害者の緊急時等の安全確保の徹底

- (1) 県に対し、一時保護対策の充実について引き続き要望します。(保健福祉局子育て支援部、支援センター)
- (2) 定期的な情報交換などの機会を通じ、県の婦人相談所との連携を更に強化します。(各区保健福祉部、支援センター)
- (3) 相談者と相談員の安全のため、支援センターの場所の秘匿を徹底するとともに、関係機関への移動の際の安全の確保についても配慮します。(支援センター・男女共同参画課)
- (4) DV被害者の子どもには、児童虐待が見受けられる場合が多いこと、また、児童虐待の背後にはDVがある場合が多いことから、各区子育て支援室やこども家庭センターとの連携を更に強化し、迅速な対応を行います。(支援センター、各区保健福祉部、こども家庭センター)
- (5) 避難中や、保護命令発令中の子どもの安全確保については、加害者からの問い合わせがあった場合などの対応の方法を明確にし、保育所・学校園等との連携を更に強化します。(支援センター、各区保健福祉部、保育所、教育委員会・学校)

[重点目標 4] 被害者の情報管理の徹底

[現状]

支援センターでは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者からの請求については閲覧させない等の措置を講じる旨の、情報提供や証明書の発行を行っています。

各区まちづくり推進部市民課では、住民基本台帳法に基づく住民票の写し・戸籍の附票の写しの発行及び住民基本台帳の閲覧を制限しています。更に、税・国民健康保険・選挙管理委員会など関係課に対し、個人情報の保護を念頭に置きながら、被害者より「同意」をとり、迅速に被害者の情報提供を行っています。また、「DV及びストーカー行為等の被害者の支援について(依頼)」を関係課に送付し、関係課が保有する被害者情報を保護し、加害者からの閲覧等に対する制限を徹底しているほか、外国

人登録記載事項証明の発行については、申請者の本人確認を徹底しています。

国民健康保険・福祉医療・国民年金については、いずれも、事務担当者が使用する端末上で、被害者であることがわかるようにするほか、国民健康保険加入者である被害者が市内他区や市外に避難した場合には、転出先情報を端末上に表示しないようにしています。また、避難先で神戸市の国民健康保険被保険者証を使用している場合は、被害者からの申し出により、受診状況のわかる医療費通知の作成を行わないようにしています。

被害者の同意を得て、必要な関係機関に連絡する等、情報の適切な共有化に努めています。

保護課においては、DV被害についてケース記録に明記することにより、情報の保護を図っています。

また、被害者の子どもの就学に際しては、他都市への送付書面のひな型を作成、区に配布し、就学事務担当窓口における情報の取扱いの徹底を図るほか、転出先の学校・教育委員会では、被害者保護の観点から、情報提供の制限等の対応を行っています。なお、加害者側からの探索的問合せに対しては、事由発生の都度、被害者保護の観点から、被害者の子どもの転出先や居住地等の情報を適切に管理し、区役所・教育委員会・学校が連携した対応を行っています。

[課題]

- ・ 被害者からの相談を受ける窓口では、常に被害者に関する情報管理を徹底する必要があります。
- ・ 住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局では、閲覧等の制限の対象となっている被害者の情報について、特に厳重に管理する必要があります。
- ・ 子どもの就学に際しては、統一した対応ができるよう、対応マニュアルの見直しが必要です。

[今後の取り組み方策]

1 被害者の相談窓口等における情報管理の徹底

- (1) 研修及び担当者会議により、被害者に対する情報の共有と関係機関による居所を含む被害者の情報管理の更なる徹底を行います。(支援センター、各区まちづくり推進部市民課・保険年金医療課・保健福祉部、教育委員会)
- (2) 他市町村等との連絡にあたっては、個人情報の管理を更に徹底します。(支援センター、各区まちづくり推進部市民課・保険年金医療課・保健福祉部、教育委員会)
- (3) 被害者の子どもの就学については、対応マニュアルの見直しを行います。(教育委員会)
- (4) 支援にかかる関係機関で共有すべき情報について、当事者の同意の取り方を含め、情報の提供方法や確認方法などを検討します。(支援センター、各区まちづくり推進部市民課・保険年金医療課・保健福祉部、教育委員会)

基本目標3 被害者の自立支援と生活再建の支援

被害者の自立支援については、DV防止法の中でも、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講じなければならないこととされています。そのため、生活の支援、就業の支援、住宅の確保に向けた支援、医療保険・年金の取扱いについての支援が必要です。また、子ども、高齢者、障がい者、外国人など、それぞれに必要な支援について配慮するとともに、被害者の心理的ケアの充実が必要です。

神戸市ではそれぞれの施策の所管部局が、被害者の置かれた立場を理解し、相互に連携して切れ目のない被害者の自立支援に努めます。また、生活支援等、施策の充実について、財政的支援も含め国への要望を行います。

〔重点目標5〕 生活基盤を整えるための支援

〔現状〕

1 経済的な支援

DV被害者が、DVから逃れるために、又はDVから逃れた後の生活を考えたとき、大きな不安の1つは転居費用や生活費など経済面の不安です。

DV被害から逃れるために継続してきた就労をあきらめざるをえなかったり、DV被害の影響による心身の不調で就労ができなかったりするため、生活に困る状況も見受けられます。

各区保健福祉部健康福祉課では、児童及び妊婦の福祉に関する事項の相談や必要な調査、母子生活支援施設における保護を実施しています。母子家庭の母又はこれに準ずる状態にある者の自立支援を図るため、生活相談や就業についての相談に応じるとともに、生活支援や児童の就学促進のための母子寡婦福祉資金貸付金、児童の養育のための児童扶養手当や子ども手当に関する相談及び事務手続きを行っています。

また、DV被害者が就労を継続、又は新たに就労を開始するにあたり必要な場合には、保育所の入所や保育料についての相談にも対応しています。

各区保健福祉部保護課では、最低生活の維持が困難な者について、保護申請の意思を確認すれば、DVの経過等に配慮しつつ、速やかに生活実態を調査したうえで、必要に応じて生活保護の適用を行い、切れ目のない最低生活の保障と自立のための支援を行っています。扶養義務者に扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関しては、被害者の安全確保の観点から配慮を行っています。

支援センターでは、被害者に対し、相談内容に応じ母子生活支援施設における保護の実施、児童扶養手当の支給、母子寡婦福祉資金貸付金の貸付、子ども手当の支給等について、情報提供を行っています。また、生活保護制度の適用について各区保健福祉部に相談するよう、情報提供を行っています。

2 国民健康保険の加入

DV被害者がDVから逃れたあとで医療にかかる際に、健康保険が必要となります。新しい居所を知られないために、加害者が被扶養者である健康保険ではなく、新たに国民健康保険等へ加入できることが望ましく、この手続きには支援措置があります。

被害者については、居住事実の確認ができれば、国民健康保険への加入を認めています。その際、被害者が加害者の加入する健康保険・国民健康保険組合の被扶養者又は世帯員である場合は、年金事務所等保険者に対し、被扶養者等でなくなる旨の手続きを被害者が済ませた後、国民健康保険の加入を認めます。ただし、被害者が申し出を行えない特別な事情がある場合には、被害者保護の観点から申し出を行っていない場合でも加入を認めています。

なお、国民健康保険の加入相談に際しては被害者保護の観点に立ち、被害者の申し出内容に応じた適切な事実確認について対応するように窓口職員に周知徹底しているほか、各種の届出義務について、わかりやすく被害者に説明しています。

3 福祉医療の受給

乳幼児医療等福祉医療に該当する場合は、国民健康保険の加入とあわせて受給者として認めています。

4 国民年金の加入

国民年金の加入は個人単位であり、住民基本台帳上の住所で引き続き加入することになりますが、婦人相談所や支援センターの証明書を添付し区に届け出ることによって、加害者に被害者の情報が伝わらないよう、年金事務所から避難先住所へ通知書等を送付することが可能です。

5 母子福祉センターの支援

母子家庭の福祉増進を目的として設置されており、技能習得や教養講座の開催や法律相談等を行っています。

[課題]

- ・ 被害者の個々の状況に応じた経済的支援を行うことが求められています。
- ・ 離婚が成立するなどして母子世帯又は母子に準ずる世帯として認められるまで、活用できない支援施策もあり、適用されるまでの間の支援策が十分ではありません。

[今後の取り組み方策]

1 被害者に対する適切な経済的支援

- (1) 被害者の個々の状況に応じ、必要な経済的支援を適切に行います。(各区役所)
- (2) 被害者に対し、制度の内容や手続きのわかりやすい説明を徹底します。(各区役所)

- (3) 加害者から逃れた被害者が自立するための経済的支援の仕組みを検討します。
(男女共同参画課)

[重点目標6] 住宅の確保に向けた支援

[現状]

DV被害から逃れた者が最初に直面するのは、住む場所の確保の問題です。

被害者が住宅に困窮し生活上様々な問題を抱え、当面の保護が必要な場合の方法として、母子生活支援施設の入所や婦人保護施設の入所があります。施設では、職員による心身と生活を安定させるための相談・援助を進めながら、自立に向けての支援を行うほか、入所者の生活環境の改善を随時行っています。

また、被害者が自ら民間住宅を確保するほかに、公営住宅の入居があります。更に、生活保護受給者については、住居の確保に際し、敷金等を必要とする場合で、基準額内の住居を確保し要件を満たすときは、敷金等を支給しています。

なお、市営住宅の入居については、優先入居（優先枠対象者として優遇抽選）と目的外使用による提供があります。

優先入居(優先枠対象者として優遇抽選)については、DV被害者を一般住宅抽選時の優先枠対象者としています。募集パンフレットには、当選後に一時保護や保護命令等についての証明を提出することができず失格となることのないよう、DV被害者の優先入居の取扱いをわかりやすく記載しています。

また、目的外使用による提供については、保健福祉局と連携しながら被害者の自立に向けてのすまいとして市営住宅を提供しています。なお、被害者や市営住宅入居者の安全を図る必要があるため、本制度の詳細等は公表せず、支援が必要な被害者に制度の利用をわかりやすく説明しています。

なお、一定の要件を満たす単身被害者についても市営住宅に入居が可能となっています。

[課題]

- ・ 母子生活支援施設への入所や公営住宅の優先入居・目的外使用等の制度が、支援の必要な被害者に、適切に利用されることが必要です。
- ・ 目的外使用については、利用者数が少ないことから手続き方法を、更に検証する必要があります。
- ・ 市営住宅の応募が可能な被害者に対して、市営住宅の入居について、必要な情報提供を行うことが必要です。

[今後の取り組み方策]

1 母子生活支援施設の充実

今後とも、入所者の心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援の充実に取り組みます。(保健福祉局子育て支援部)

2 市営住宅の活用

- (1) 各区母子自立支援員・婦人相談員との連携により、目的外使用住宅の利用手続き方法を検証し、適切に利用できるような仕組みをつくります。(都市計画総局住宅政策課)
- (2) DV相談窓口で、目的外使用住宅の利用可能対象者を的確に把握し、必要な情報を提供します。(支援センター、各区保健福祉部)

[重点目標7] 就業の支援

[現状]

被害者の自立を支援する上で、就業を支援していくことは極めて重要です。

各区保健福祉部健康福祉課では、能力開発・自立支援のための母子家庭自立支援教育訓練給付金や、就業に結びつきやすい対象資格を取得するための母子家庭高等技能訓練促進費の支給相談及び事務手続きを行っています。また、相談機関として、母子家庭等就業・自立支援センター等を紹介しています。

母子家庭等就業・自立支援センターでは、母子家庭の母親の就業自立促進のため、適職や就職活動の進め方等就業について専任相談員が相談に対応するとともに、就業支援セミナーを開催しています。また、個々の相談者の状況・ニーズに応じ、ハローワークにつなぎ、就業支援を行っています。そのため、ハローワーク等関係機関との定期的な会議に出席するなど、確実な連携を図っています。

また、被害者は、暴力によって心理的困難さを抱え、就労の難しい場合が多いことから、就労に際し、被害者に心理的ケアが必要な場合は、支援センターのカウンセリングを紹介するなど、必要な情報提供を行っています。

[課題]

- ・ 子どものいる被害者については、就業にかかる制度・事業について、被害者へわかりやすく情報提供し、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談、母子家庭自立支援給付金制度等の対象となり得るかどうか適切に判断することが必要です。
- ・ 支援センターや保健福祉部の婦人相談員・母子自立支援員は、被害者の状況に応じてハローワーク、職業訓練施設、男女共同参画センター等における就業支援等についての情報提供と助言を行い、被害者の就業に向け、支援に努めることが必要です。
- ・ 就業につながるよう、ハローワークとの連携の強化が必要です。

[今後の取り組み方策]

1 被害者に対する適切な情報や支援の提供

- (1) 支援が必要な被害者へ、関係機関と連携し、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談や母子家庭自立支援給付金制度等の制度・事業についてわかり

やすく周知し、必要な方へはその活用を促進します。(母子家庭等就業・自立支援センター、支援センター、各区保健福祉部、保健福祉局子育て支援部)

- (2) 被害者の多くが、心理的支援を必要としていることから、専門機関と連携し、状況にあった就労に向けた支援を行います。(母子家庭等就業・自立支援センター、支援センター)

2 ハローワークとの連携促進

具体的な就業につながるよう、ハローワークとの連携を強化します。(母子家庭等就業・自立支援センター)

[重点目標8] 子どもへの支援

[現状]

DV被害者に子どもがいる場合は、その子どもが直接的に暴力を受けていたり、DVを目撃したりしている場合が多くあります。

平成12年11月の「児童虐待の防止等に関する法律(以下「児童虐待防止法」という。)で、「児童虐待」とは、保護者がその監護する児童に対し、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の行為をすることと定義付けられ、平成16年10月の法改正からは、児童の前でDVが行われることは児童に被害が間接的に及ぶとして、心理的虐待に含まれています。

こども家庭センターで行っているDV相談については、養護相談・非行相談・障がい相談・育成相談の4群の相談区分のうち、養護相談の中の虐待相談に含まれます。児童虐待から、保護者のDV被害がわかる場合もあります。

DVの目撃などで、傷ついた子どもへの心理的ケアやカウンセリングについては、保護者からの相談をもとに実施しており、他都市からの転入についても、児童虐待を受けたケースとして、児童相談所間でケースの移管又は情報提供という方法で、切れ目のない援助を行っているところです。

各区保健福祉部では、乳幼児健診や予防接種、子ども手当、児童扶養手当、保育所入所等様々な保健・福祉の相談や、事務・事業を行っています。

転校手続きや乳幼児医療、予防接種や子ども手当の申請、保育所の入所申込み等、子どもに関する手続きについては、研修等を通じて、国や県からの通知等、各機関が情報を適切に把握するとともに、被害者が適切に理解できるように、正しく情報提供を行うため相談担当者の理解を徹底しています。

被害者の子どもの就学については、転入先で転校手続きを必要とする場合、住民票の異動をせずに、居住の事実の確認により、転校を可能としています。手続きの方法については、転入先(現住所)の各区まちづくり推進部市民課に「就学関係届」を提出し、市民課が通学する学校を指定しています。

支援センターでは、DV相談において、DV被害がこどもに与える影響についても適切な情報を提供しています。また、被害者・子どもの安全確保及び今後の自立のために、同居する子どもの就学・保育等は極めて重要であることから、教育委員会や学

校、各区保健福祉部と連携し、相談内容に応じ、同居する子どもの就学や保育について情報提供等を行っています。

また、神戸市情報教育基盤サービスにDVについてのデータを入れ、必要な保護者にすぐ手渡しできるシステムを整備しています。学校園においては、連絡会等にこども家庭センター、警察など関係機関を招き、情報交換を行うなどにより連携を深め、協力して指導する体制づくりを図っているほか、子どもに対しては、担任等による個別教育相談や、スクールカウンセラーの活用により、相談しやすい体制を整備しています。

[課題]

- ・ 被害者が連れてくる子どもが児童虐待を受けていないか、関係機関における虐待の有無についての的確な判断が必要です。
- ・ 被害者が連れてくる子どもに児童虐待が見受けられる場合について、迅速な対応のため、子育て支援室やこども家庭センターとの更なる連携が必要です。
- ・ 傷ついた子どもへの長期間の心理的ケアが必要です。
- ・ 各区保健福祉部(子育て支援係)での様々な相談や事務・事業を行うにあたっては、被害者の立場に立って情報提供を行うことが必要です。
- ・ 国の制度については、新たに国からの通知に基づき、正しく情報提供が行えるよう、支援者等関係者は常に内容を正確に把握する必要があります。
- ・ 被害者や連れてくる子どもが学校園で相談しやすい環境を整える必要があります。
- ・ DVによる虐待も含めた児童虐待については、家庭内で生じる問題であるため、関係機関や地域住民が早期に発見し、適切な対応が行えるよう、研修の内容を充実させる必要があります。
- ・ DV被害者が離婚した際に、子どもが親である加害者に会いたいと希望する場合、加害者に面会権が認められ、子どもに危害が及ぶ危険性がない場合に、子どもが安全に親である加害者に会う仕組みが必要です。

[今後の取り組み方策]

1 DV相談機関との連携強化

- (1) 各関係機関の相談内容から、子どもへの被害の有無又は、被害が及ぶ可能性の有無を的確に判断し、迅速に被害者の安全に配慮した対応が行えるよう、相互の連携を更に強化します。(こども家庭センター、支援センター、各区保健福祉部)
- (2) 児童虐待対応マニュアルにDVについての内容を記載します。(こども家庭センター)
- (3) 支援センターとこども家庭センターや子育て支援室との連携に努め、ケースの共有化を図り、各機関の機能を踏まえて、相互に協力して支援します。(こども家庭センター、支援センター、各区保健福祉部)

2 子どもへの心理的ケアの実施

- (1) 学校のスクールカウンセラーと連携し、子どもの心理的ケアを行います。(支援

センター、教育委員会)

- (2) DV被害の影響を受けた子どもへのカウンセリングをこども家庭センターと連携しながら、実施します。(支援センター、こども家庭センター)

3 被害者に対する適切な情報の提供

- (1) 転校手続きや乳幼児医療、予防接種や子ども手当の申請、保育所の入所申込み等、子どもに関する手続きについて、被害者が正しく適切に理解し手続きできるように、相談担当者の理解を徹底し、相談者にわかりやすく情報を提供します。(各区まちづくり推進部・保健福祉部、支援センター)

4 学校等(幼稚園・保育所を含む)での支援

- (1) 被害者が連れている子どもについて、学校等で相談できる体制を整備し、被害者に情報提供します。(保健福祉局、教育委員会)
- (2) 学校内で、子どもがより相談しやすい環境を作ります。(教育委員会)
- (3) 学校等の関係者に対して、DVについての正しい知識や対応について、マニュアルにより啓発します。(男女共同参画課、保健福祉局、教育委員会)
- (4) 学校等の中で情報を共有し、課題について連携して対応します。(保健福祉局、教育委員会)

5 面会の仕組みの検討

親である加害者との面会を望む子どもが安全に面会する面会センターを含む仕組みの構築について、国・県の動向を踏まえ、県と連携しながら検討します。(男女共同参画課)

[重点目標9] 高齢者・障がい者への支援

[現状]

高齢者虐待の相談・通報窓口である、あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)の職員に対し、研修を実施し、高齢者虐待とDVの関連性や、関係機関についての情報提供を行っています。高齢者虐待として相談を受理したケースに、DVと思われるケースがみられた場合には、支援センター等と連携しています。高齢者間のDVは、高齢者虐待につながる可能性が高いため、継続して援助を行っています。

各区保健福祉部(あんしんすこやか係)や発達障害者相談窓口、障害者地域生活支援センター等の相談の中にDVと思われる相談があった場合は、支援センターの情報を提供するほか、対応について相談しています。なお、窓口では、障がい者の家族からの相談についても対応しています。

[課題]

- ・ 高齢者虐待におけるDV被害の実態について、今後、件数を含めた被害実態の把握が必要です。

- ・ 高齢者虐待の中にDV被害者を発見した場合は、速やかに支援センター等関係機関との連携が必要です。
- ・ 障がい者については、相談窓口などの情報を、きめ細やかに提供していく必要があります。
- ・ 障がいのある被害者への支援に向け、更に支援センター等関係機関との連携が必要です。

[今後の取り組み方策]

1 高齢者の被害実態の把握

- (1) 高齢者虐待の対応担当窓口で、高齢者虐待とDVの関連性や援助の視点を明らかにし、件数を含めた被害実態を把握します。(あんしんすこやかセンター、各区保健福祉部)
- (2) 被害者を発見した場合は、速やかに関係機関との適切な連携を行います。(あんしんすこやかセンター、各区保健福祉部、支援センター)

2 障がい者に対する適切な情報の提供

- (1) 発達障害者相談窓口や障害者地域生活支援センター等障がい者の相談に携わる機関で、DVについての理解を深めます。(障害福祉課)
- (2) 被害者を発見した場合は、速やかに関係機関との適切な連携を行います。(障害福祉課)
- (3) 関係機関で連携し、必要な情報を、障がいの内容に合わせた適切な方法でわかりやすく提供します。(支援センター、障害福祉課、各区保健福祉部)
- (4) 発達障害者相談窓口等障がい者の相談に携わる機関に、支援センター等のDV相談機関についての情報を提供します。(支援センター)

[重点目標 10] 外国人への支援

[現状]

神戸国際コミュニティセンターにおいては、外国人のDV関連相談に対して、初期対応のための研修を実施し、支援センター、男女共同参画センター、民間支援団体等の相談窓口を紹介する等対応しています。

支援センターでは、通訳の必要な外国人被害者について、公的機関での通訳では対応できない言語(タガログ語等)の場合、民間の外国人支援団体に依頼し、通訳をつけた面接相談を実施しています。また、支援センターのリーフレットを、英語・中国語・韓国朝鮮語・ポルトガル語・スペイン語でも作成しています。

[課題]

- ・ 外国人のDV関連相談に対しては、神戸国際コミュニティセンターでの初期対応を可能にする必要があります。
- ・ 必要な言語があれば、随時リーフレットを作成する必要があります。

- ・ 通訳支援の体制について充実させていく必要があります。

[今後の取り組み方策]

1 被害者に対する適切な情報の提供

外国人のDV関連相談に対して、初期対応のための研修を実施し、適切な対応を行います。(神戸国際コミュニティセンター)

2 DVに関する情報提供リーフレットの多言語での作成

必要な言語があれば、随時リーフレットを作成します。(支援センター)

3 通訳体制の充実

- (1) 民間支援団体と連携し、通訳体制を充実させます。(支援センター)
- (2) 言語によっては通訳派遣に費用がかかる場合があるので、被害者の負担軽減の方法について検討します。(支援センター)

[重点目標 11] 心理的ケアの充実

[現状]

DVによる被害者の心理的被害は、根深いものがあり、その回復には、時間がかかります。表面上、回復したように見えても、些細なことが原因でフラッシュバックを起こすことがあります。被害者への支援は被害者の特別な心理的影響を十分考慮して行う必要があります。また、心理的回復について、長い期間での取り組みが不可欠です。

支援センターでは、「女性のためのDV相談室」として、被害者へのカウンセリングを実施し、被害者への心理的ケアを行っています。また、大学等関係機関と連携し、被害者へのグループカウンセリングも実施しています。

男女共同参画センターでは、女性のための相談室で、女性カウンセラーによる「こころの悩み相談」を実施しています。

こころの健康センター及び各区保健福祉部(精神保健福祉相談員)では、精神保健福祉相談等を実施しています。

[課題]

- ・ 被害者の多くが、心理的な支援としてカウンセリングを必要としていることから、カウンセリング体制の更なる強化が必要です。
- ・ 男女共同参画センターやこころの健康センターなど関係機関と連携し、長期にわたる被害者への心理的ケアを実施する必要があります。
- ・ 被害者の回復には、被害者同士が体験や感情を共有し、情報を交換するための自助のためのグループに参加することが有効とされることから、グループの形成について支援する必要があります。

[今後の取り組み方策]

1 カウンセリング機能の充実

- (1) 支援センターでのカウンセリングの情報を広く周知するとともに、個別カウンセリング体制を強化します。(支援センター)
- (2) 大学等関係機関と連携して実施している被害者へのグループカウンセリングについて、関係機関に周知します。(支援センター)
- (3) 長期的な心理的ケアの必要な被害者について、男女共同参画センターでのカウンセリングとの連携も含め、支援のあり方を検討します。(男女共同参画課)
- (4) 被害者同士の自助グループの形成について支援します。(男女共同参画センター)

基本目標 4 教育・啓発の推進

DV被害は、「妻は夫を立てて、家を守るもの」、「女性は男性に従うもの」という考えや、「暴力を振るわれる側にも問題がある」などのDVに対する偏見、「被害者自身、自分が悪いと思い我慢していること」などにより暴力を許す環境が作られ、潜在化・深刻化してきたといえます。

また、婚姻関係のない交際相手からの暴力「デートDV」の被害も、ますます深刻化しています。しかし、外部から見えにくいDVは、未だ十分理解されているとは言えません。神戸市は、市民や企業・大学に対し、DVが犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるという正しい理解を深めていくため、教育や啓発の強化に取り組んでいく必要があります。

更に、互いの人権を尊重し、個人の尊厳を傷つけるDVを含むあらゆる暴力は許さないという意識を社会全体で共有していくことが必要です。

DV防止法第6条で、DV被害者を発見したものは、その旨を通報するよう努めなければならないとされ、特に医師その他の医療関係者は被害者を発見しやすい立場にあることから、発見と通報に関し積極的な役割が期待されています。

なお、国の「基本的な方針」の中では、民生委員児童委員など福祉関係者についても、医療関係者と同様に発見しやすい立場にあることから、医療関係者に準じた対応をすることが求められています。

【重点目標 12】 市民・企業に対する啓発

【現状】

支援センターでは、「DV相談室」のポスターやリーフレットを作成し、関係機関から市民に配布しています。

男女共同参画センターでは2カ月に1回(奇数月)に「DV情報提供会」を実施するとともに、DVに関するリーフレットの作成・配布を行っているほか、DVの背景のひとつである男女の役割を固定的に考える意識を改善するため「男の生き方セミナー」等も実施しています。

なお、一般市民へのDV啓発として、毎年国が定めた「女性に対する暴力をなくす運動」期間である11月に、男女共同参画課ではDV防止啓発資料配布キャンペーンを、男女共同参画センターではDV防止セミナー等の啓発事業を実施しています。

加害者対策については、現在のところ、国においても、具体的なプログラムが確立されておらず、実効性も確保されていないことから、国や他の自治体の取り組み状況について把握しながら、DV被害を未然に防止するための意識啓発に重点的に取り組むこととしています。

【課題】

- ・ 啓発の実施に際しては、研修会や講座等様々な機会を通じて、市民・企業に対し、DVに関する的確な理解が得られるよう関係機関が連携協力して取り組むことが

必要です。

- ・ DVを行わないことはもちろん、DVに気づき、早期に被害者を発見し、適切な相談機関につないでもらうよう、通報の必要性等も含め啓発をしていく必要があります。
- ・ DVを含むあらゆる暴力を許さないという意識を一層深めるための取り組みが必要です。
- ・ 加害者の多くが男性であり、加害者を増やさぬよう、男性への意識啓発に更に強く取り組む必要があります。
- ・ 企業に対し、人権問題としてDVを理解してもらい、被害者支援に対する協力を求めていくことが必要です。

[今後の取り組み方策]

1 市民に対する啓発の推進

- (1) DV防止啓発のためのキャンペーンをより効果的な方法で実施します。(男女共同参画課)
- (2) DVを含むあらゆる暴力を許さないための啓発事業を更に積極的に実施します。(男女共同参画センター)
- (3) 被害者の多くが女性であり、DVが犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるという認識を男性が持つようなセミナーを実施します。(男女共同参画センター)
- (4) 様々な機会をとらえ、市民への情報提供を更に積極的に行います。(男女共同参画センター)
- (5) 図書・資料の充実を図ります。(男女共同参画センター)
- (6) 支援センターのリーフレット等を広く市民及び関係機関に配布します。(支援センター)
- (7) 「ふれあい懇話会」などを通じて保護者や地域住民への啓発活動に積極的に取り組みます。(教育委員会)
- (8) 加害者更生施策については、国及び他の自治体の取り組み状況において、実効性のある施策を把握します。(男女共同参画課)
- (9) 男性から相談があった場合には、県などの相談機関を紹介します。(男女共同参画課)

2 企業と連携した啓発の実施

- (1) 従業員に対する啓発方法についての情報を提供します。(男女共同参画課)
- (2) 企業への出前トーク等を積極的に行い、啓発を進めます。(男女共同参画課)

[重点目標 13] 若年層等への教育・啓発及び教育関係者に対する啓発

[現状]

DV防止には、若年層に対し、配偶者や交際相手からの暴力の問題について考える機会を積極的に提供することが有用であることから、男女共同参画センターでは、高

校生を中心とした若者に対する「デートDV」防止プログラム等を実施しているほか、リーフレットの作成、配布を行っています。また、学校関係者に向けた研修を実施しています。

人権推進課では、人権啓発冊子「あすへの飛翔」にデートDVについての内容を掲載し、市立中学校1年生に配布しています。

教育委員会では、市立高校校長、人権教育担当者、中学校・高校・特別支援学校各教頭、小学校校長に対し、「デートDV」についての講演を実施しています。また、全幼小中高等学校の年間指導計画における人権教育プログラムの児童虐待防止についての取り組みの中でDVを取り扱っています。

生徒指導連絡会等に関係機関を招き、情報交換を行うことなどにより連携を深め、協力して指導する体制づくりを行っています。また、全体育科教員の指導内容について、共通認識を図り、保健学習の内容を充実しています。

[課題]

- ・ 関係機関と連携して、若年層に向けたDVについての予防啓発の推進及び「デートDV」に関する情報や、相談機関等を広く市民や関係機関に周知徹底する必要があります。
- ・ 教育関係者に対する研修を更に充実させるほか、児童生徒への「デートDV」予防啓発を積極的に実施する必要があります。

[今後の取り組み方策]

1 デートDV防止に関する取り組みの強化

- (1) 高校生に向けた「デートDV」予防啓発事業を積極的に実施します。(男女共同参画課・男女共同参画センター)
- (2) 「デートDV」防止教育に関する研修対象を広げます。(男女共同参画課、教育委員会)
- (3) 「デートDV」防止教育の研修会・講演会等へ積極的な参加を促進します。(男女共同参画課、教育委員会)

2 学校等での取り組みの強化

- (1) 各学校で作成する人権教育活動計画書の中にセクハラ研修とともにデートDV研修を位置づけ、実施します。(教育委員会)
- (2) 学校と関係機関の連携を更に強化します。(教育委員会)

3 大学と連携した啓発の実施

- (1) 学生に対する啓発を実施します。(男女共同参画課)
- (2) DV情報提供リーフレット等を配布します。(男女共同参画課)
- (3) 男女共同参画センターで行うDV防止セミナーのチラシを送付します。(男女共同参画センター)

- (4) 大学におけるデートDV予防啓発について検討します。(男女共同参画センター)

[重点目標 14] 医療関係者に対する啓発

[現状]

一部の医療機関では、来院した患者にDVが疑われるケースについて、状況に応じて、医師、看護師、医療ソーシャルワーカーが患者対応を行い、関係機関を紹介するほか、救急外来・病棟・婦人科外来に支援センターのパンフレットを設置し、疑わしい事例については相談窓口を案内するとともに、患者にパンフレットを配布するなどしています。

救急隊の対応については、通報の時点で、内容等により加害事故と判明した場合は、警察に通報し、救急現場でDVが疑われる場合は、本人の了解を得て、関係機関に連絡しています。

神戸市では、医師会等を通じ、支援センターのポスターやカードを配布することで、医療関係者に通報の周知を図るとともに情報提供を行っています。

また、医療関係者に対して、DVについての正しい知識や、対応についてのマニュアルを関係団体と協力して作成し、配布します。

[課題]

- ・ 医療関係者については、被害者の発見と通報や情報提供の努力義務を更に認識し、被害者が相談できる体制を強化していく必要があります。
- ・ 発見者となりうる医療関係者に対して、DVについての正しい知識や、対応についての啓発を行う必要があります。

[今後の取り組み方策]

1 医療関係者に対するマニュアル等を使用した啓発の徹底

- (1) 医療関係者に対して、被害者に対し情報提供するためのリーフレット等を継続して配布します。(男女共同参画課・支援センター)
- (2) 医療関係者に対して、マニュアル等を用いて、被害者の発見と通報や情報提供について周知するための研修会を関係団体と協力して実施します。(男女共同参画課)

[重点目標 15] 福祉関係者に対する啓発

[現状]

神戸市では、民生委員児童委員に対して、DVについての正しい知識や、対応についてのハンドブック等を作成し、配布しています。

[課題]

- ・ 民生委員児童委員、保育所、児童館等福祉関係者(以下「福祉関係者」という。)については、被害者の発見と通報や情報提供の努力義務を更に認識し、被害者が相談できる体制を強化していく必要があります。
- ・ 発見者となりうる福祉関係者に対して、DVについての正しい知識や、対応についての啓発を行う必要があります。

[今後の取り組み方策]

1 福祉関係者に対するハンドブック等の配布による啓発の徹底

- (1) 福祉関係者に対して、被害者に対し情報提供するためのリーフレット等を継続して配布します。(男女共同参画課・支援センター)
- (2) 福祉関係者に対して、ハンドブック等を用いて、被害者の発見と通報や情報提供について周知するための研修会を実施します。(男女共同参画課、保健福祉局)
- (3) 福祉関係者に対して、被害者の安全やプライバシーに十分配慮していただくよう研修会等を通じ周知します。(男女共同参画課、保健福祉局)

基本目標5 推進体制の充実

DVを深く理解し、被害者支援を行っていくためには、被害者支援を担う関係者(以下「支援者等関係者」という。)一人ひとりが暴力を許さないという意識と、自分自身の中にある社会通念を常に自覚し、研鑽していく必要があります。

DVの相談は年々増加してきていますが、被害者への相談・支援の体制はまだ十分とはいえない状況です。支援者等関係者を育成し、被害者への相談・支援体制を更に充実させていくことが必要です。

なお、神戸市は、神戸市男女共同参画計画(第3次)において、女性に対するあらゆる暴力の根絶を基本目標のひとつに位置づけ、神戸市配偶者等暴力(DV)対策基本計画(第2次)の推進を課題のひとつにあげています。そのため、庁内の推進体制である男女共同参画推進本部及び経済団体、地域団体等関係機関との推進体制である男女共同参画推進会議で、推進していくとともに、男女共同参画審議会で、推進状況等について意見聴取するものとしています。

【重点目標16】 被害者支援を担う関係者の人材育成

【現状】

男女共同参画課では、被害者の発見の促進、被害者の二次的被害の防止のため、新任研修等、様々な研修の実施を通じて、DVについての認識を深めています。

支援センターでは、年に数回、実務担当者に向け、「DV被害者支援関係機関合同研修会」を実施し、DVについて理解を深め、支援者等関係者の資質向上を図るとともに民間支援団体を含む様々な関係機関との連携強化を図っています。また、相談員の技能向上やセルフケアのためのスーパーバイズ研修を年1回実施しています。

男女共同参画センターでは、被害者のみならず支援者等関係者にも役に立つDV防止セミナー等を実施しています。

教育委員会人権教育課では、教育関係者に対する研修の実施と周知を図っています。また指導課では、生徒指導連絡会において関係機関による情報交換を行っています。

なお、県立女性家庭センターが実施している研修会に、婦人相談員・母子自立支援員や支援センター相談員が参加し、技能向上や関係機関との連携を図っています。

実務担当者以外の市職員に対しても、DVについての認識を深めるため、人権シート(等)による職場研修等を実施しています。

【課題】

- ・ 被害者への二次的被害を起こさないために、民間支援団体を含む様々な関係機関に対し研修等を通じ、支援者等関係者の資質向上の強化を図っていく必要があります。
- ・ DV被害者には、性的マイノリティを含め、様々なケースがあることを認識して対応する必要があります。
- ・ 支援者等関係者の二次受傷やバーンアウトを防ぐための研修を継続して実施して

いく必要があります。

- ・ 神戸市のあらゆる相談機関に被害者からの相談があることから、あらゆる市職員に対しDV研修を実施し、資質向上を強化する必要があります。

[今後の取り組み方策]

1 被害者支援を担う関係者に対する研修の強化

- (1) 様々な研修の機会を通じて、被害者への二次的被害の防止を強化します。(男女共同参画課・支援センター)
- (2) 民生委員・児童委員や医療関係者も含めた幅広い関係者への研修を実施します。(男女共同参画課・支援センター)
- (3) 実務担当者向け研修を今後も実施し、DV被害者には、性的マイノリティを含め、様々なケースがあることを認識するなど、資質の向上に努めます。(支援センター)
- (4) 支援者等関係者のセルフケアを目的とした研修を実施し、関係者の二次的受傷の防止を強化します。(支援センター)
- (5) 学校長など学校関係者に対する早期に発見するための研修や対応の方法についての研修を積極的に実施します。また、新任者研修、経験者研修(8年目)など様々な研修の機会を通じてDV研修を実施します。(教育委員会)
- (6) 学校間において、定期的に情報交換や研修を実施し連携を強化します。(教育委員会)

2 実務担当者以外の市職員に対する研修の充実

- (1) 実務担当者以外の市職員に対する意識啓発として、研修計画を立ててDV研修を実施し、被害者に対する二次被害を防止します。(男女共同参画課)
- (2) DV研修の受講者に対しアンケートを実施し、DVの理解について検証を行います。(男女共同参画課)

[重点目標 17] 関係機関の連携・協力

[現状]

平成16年度より「神戸市DV対策関係課長連絡会議」を設置し、庁内の連携を図り、同会議の下にも、庁内ネットワーク会議を設置し、情報を共有するほか、事例検討会の実施や、マニュアルの作成等を通じ、神戸市全体のDV対策の検討を行うほか、計画の進捗状況を共有しています。

また、被害者への支援は、神戸市などの公的機関のみで対応できるものではありません。法定前からDVの問題に取り組み、豊富なノウハウを持ち、積極的に被害者支援に取り組んでいる民間支援団体が重要な役割を果たしています。神戸市では、そのような民間支援団体に対し、行政の支援情報を提供するほか、シェルター運営や、関係機関・施設への同行支援に対し、家賃や交通費の補助を実施しています。

なお、神戸市は、被害者に対する加害者からの追及が激しい場合等は、市町村の枠

を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられることから、兵庫県が主催する「ひょうごDV防止ネットワーク会議」に参加し、近隣の地方公共団体と連携を強化しています。

また、被害者の苦情対応のフローチャートを作成し、関係機関で情報共有しています。

[課題]

- ・ 連携を具体的なものとし、有効な支援を行っていくためには、情報共有のための会議や、被害者への具体的支援に関わる会議等を様々な形で実施し、切れ目のない支援体制を作っていく必要があります。
- ・ 支援センターを中心とした関係機関の連絡協議会の設置、被害者支援のモデルケースを想定して、マニュアル等の形で関係機関相互の協力のあり方をあらかじめ決めておくことが必要です。
- ・ 被害者の立場に立った相談・支援を実施していくためには、被害者にかかわる地域団体・民間支援団体を含むあらゆる関係機関が連携し、協力していくことが必要です。
- ・ 迅速な通報により被害者の命を救うためには、通報者の安全を確保することが必要です。
- ・ 民間支援団体等との連携・協力は、被害者支援に欠かせないことから、民間支援団体への支援を充実させていく必要があります。
- ・ 被害者からの苦情対応のフローチャートについて、広く被害者に周知する必要があります。

[今後の取り組み方策]

1 既存の推進体制による取り組みの強化

男女共同参画推進本部及び男女共同参画推進会議で、DVの防止・被害者支援を、重点的に取り組みます。(男女共同参画課)

2 民間支援団体及び関係機関との連絡調整会議等の実施

国、県や他の市町村、民間支援団体を含む様々な関係機関との連絡会議において、連絡調整及び連携強化のための連絡会議を立ち上げ、定期的を開催します。(男女共同参画課)

3 ネットワーク会議による連携の強化

- (1) 庁内DV対策関係課長会議及びネットワーク会議において、被害者支援のための施策を検討します。(男女共同参画課・支援センター・庁内ネットワーク会議)
- (2) 被害者の相談及び支援に適切に対応できるよう、庁内ネットワーク会議において、情報交換や事例検討を行います。(男女共同参画課・支援センター)

4 通報者の安全確保

警察との連携により、通報者の安全を確保するための仕組みについて検討します。
(医療関係者、福祉関係者、警察、支援センター・男女共同参画課)

5 民間支援団体への支援等の実施

民間支援団体が十分な活動ができるよう、民間支援団体の活動内容を把握し、効果的な支援を実施します。(男女共同参画課)

6 苦情に対する適切かつ迅速な対応

- (1) 被害者等からの苦情対応のためのフローチャートを広く広報します。(男女共同参画課)
- (2) 苦情の対応内容については、申出者及び当該苦情関係機関にフィードバックし、内容を検討したうえで、必要なものについては対応を改善するほか、必要な機関で情報を共有します。(男女共同参画課)

第 4 章 数值目標

基本 目標	目 標 項 目	現状値 (21年度)		平成27年度 目標
1	DVの相談窓口を知っている人の割合 (市政アドバイザー意識調査) ＜重点目標1＞	43.9%	→	70%
3	外国語によるDVリーフレットの作成 (配偶者暴力相談支援センター) ＜重点目標10＞	5カ国語 (平成22年度)	→	7カ国語
	グループカウンセリングの実施回数 (配偶者暴力相談支援センター) ＜重点目標11＞	2クール/年	→	2クール/年
4	DV防止に関するセミナーの参加者数 ＜重点目標12＞	387人/年	→	400人/年
	企業への出前トークの実施回数 ＜重点目標12＞	—	→	5回/年
	デートDV予防啓発事業実施校数 (市立中学・市立高校) ＜重点目標13＞	5校 (平成22年度)	→	全校(累計)
	教育関係者に対する研修の実施回数 ＜重点目標13＞	1回/年 (平成22年度)	→	8回/年
5	支援者等関係者に対する研修の受講者数 ＜重点目標16＞	840人/年	→	1,000人/年
	支援者養成研修の受講者数 ＜重点目標16＞	—	→	50人/年
	実務担当者以外の市職員に対するDV研修 の実施回数 ＜重点目標16＞	13回/年	→	15回/年
	市内DV対策ネットワーク会議の実施回数 ＜重点目標17＞	1回/年	→	2回/年

基本目標

- 1 相談機能の充実
- 2 被害者の安全確保の徹底
- 3 被害者の自立支援と生活再建の支援
- 4 教育・啓発の推進
- 5 推進体制の充実

第5章 計画の評価・検証

本計画は、中長期的な視点を踏まえ、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間の計画を定めたものです。

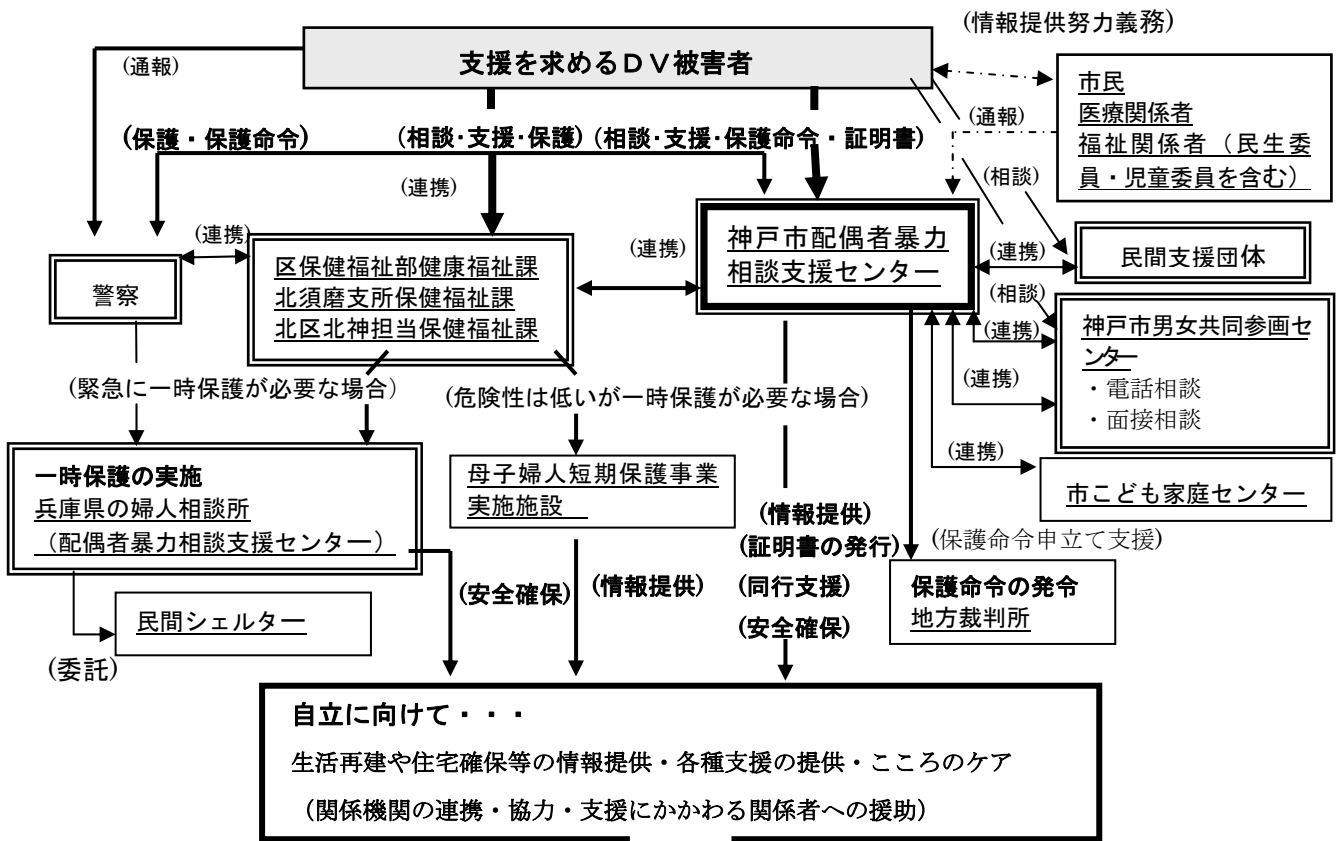
本計画の推進状況については、今後の取り組み方策や数値目標等について、庁内の DV 対策ネットワーク会議等の中で把握し、「神戸市男女共同参画審議会」に報告するとともに、本計画の推進について、必要な対応を行います。

また、次期計画の策定については、有識者や民間支援団体を含む幅広い関係者及び DV 被害当事者からも意見を聞くとともに、法律の改正状況、国や兵庫県等の対応状況等を見ながら、神戸市における他の計画等と調整して実施します。

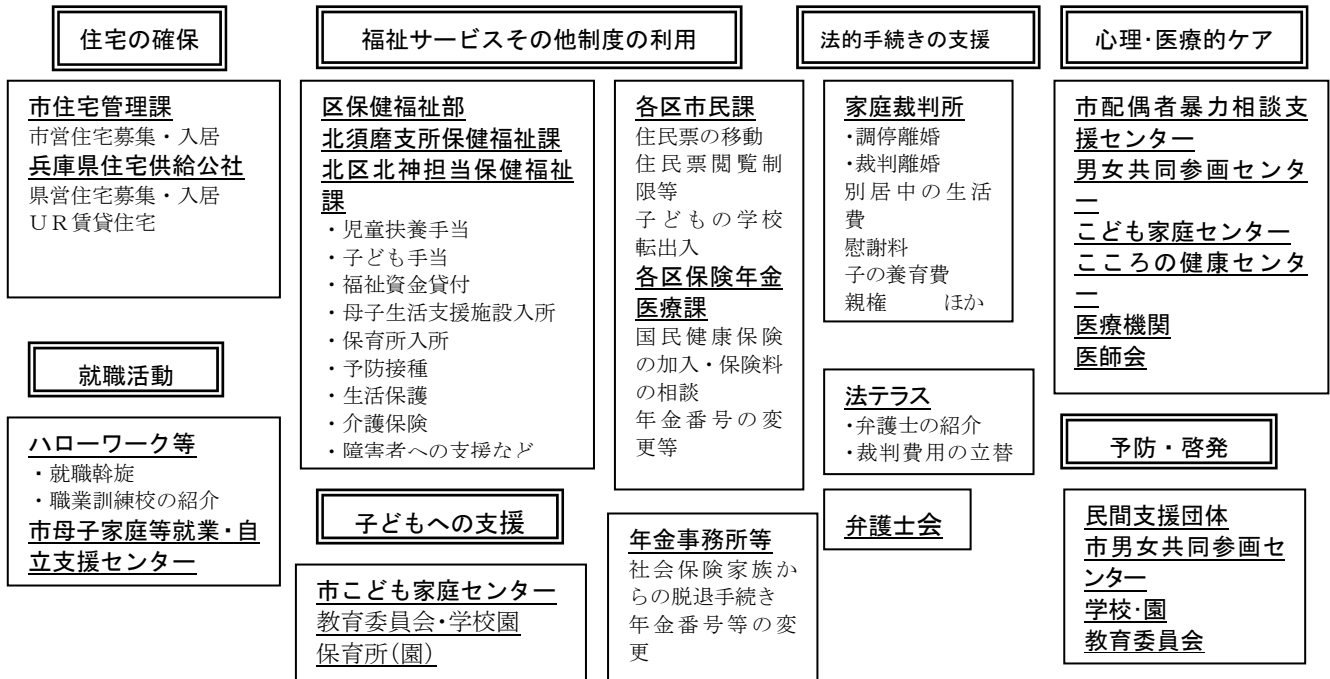
なお、計画期間中において、法律の改正等があった場合、内容にそった迅速な対応を行います。

資 料

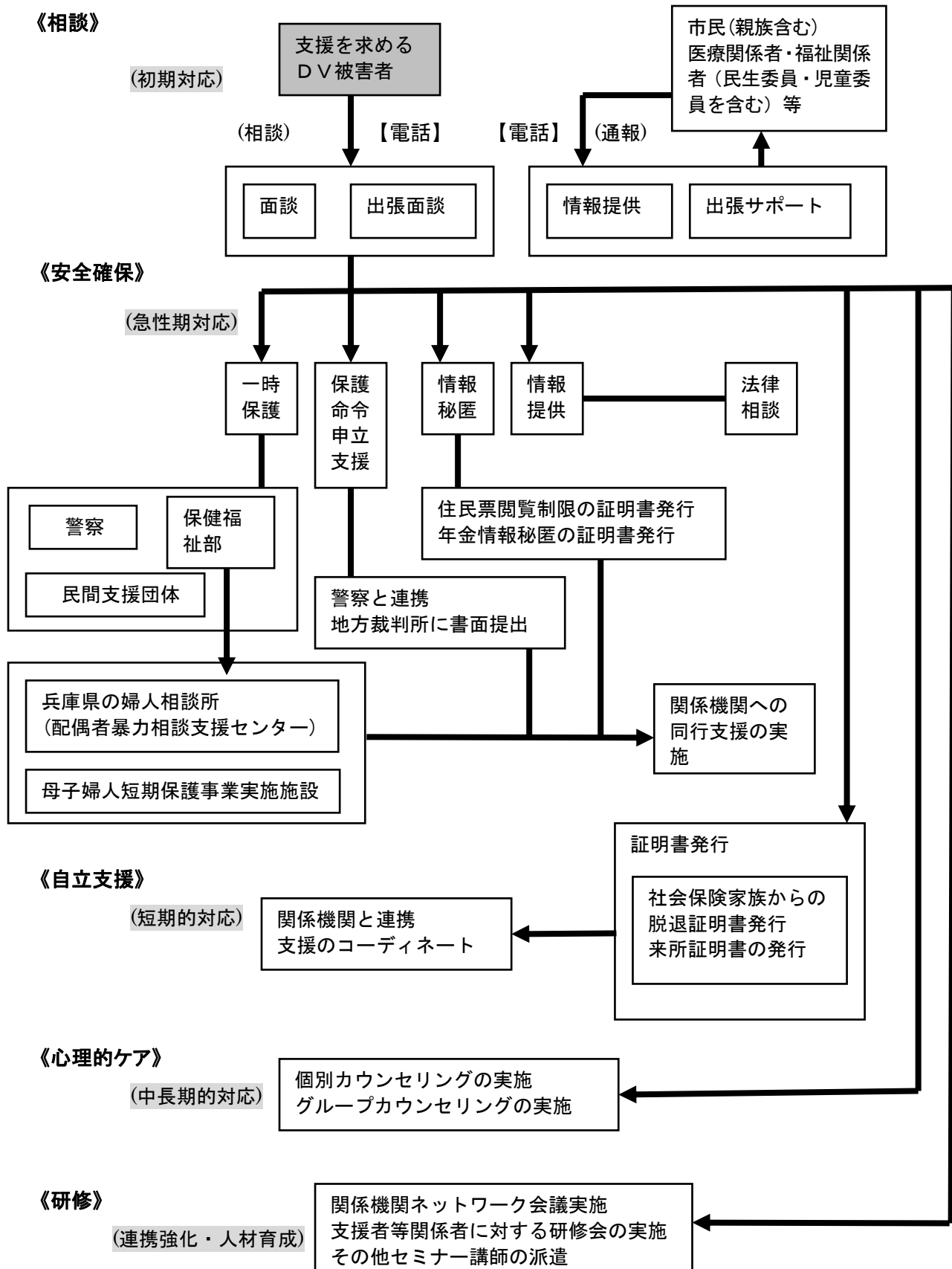
資料1 DV被害者支援フローチャート



【DV対策支援ネットワークの構築】

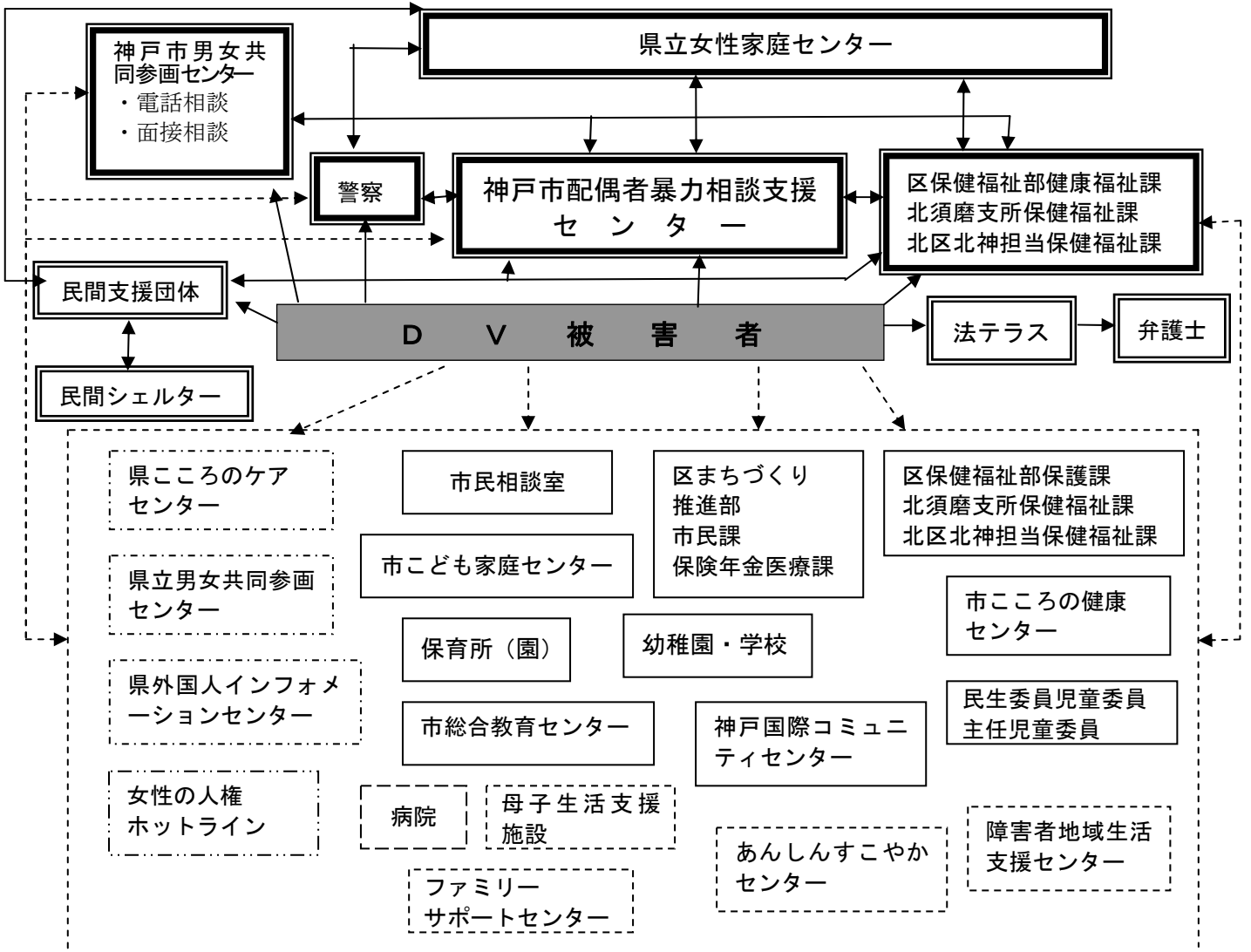


資料2 神戸市配偶者暴力相談支援センターの機能



資料3 DV被害者支援関係機関の連携図

(1) 相談支援



※DVを専門的に扱う機関 … 公的機関 民間機関

※その他相談窓口 … 公的機関 市 国・県 民間機関

- ★ 被害者は様々な相談窓口を訪れますが、それぞれの相談機関は必要に応じ、DV専門相談機関につなげます。
- ★ DV専門相談機関は相談を受け、証明書を発行したり、支援窓口につなげたりします。

※被害者が相談する様々な窓口

①DV全般の相談窓口

- ・ 神戸市配偶者暴力相談支援センター（DV相談、保護命令申立て支援、カウンセリング、証明書発行等）
- ・ 区保健福祉部健康福祉課（一時保護の相談・実施、母子生活支援施設入所等福祉の相談）
- ・ 兵庫県立女性家庭センター
- ・ 民間支援団体

②安全確保のための一時保護相談

- ・ 区保健福祉部健康福祉課（月～金：8：45～17：30）
- ・ 警察（夜間・休日含む24時間対応）

③一時保護の実施機関

- ・ 兵庫県の婦人相談所（緊急は24時間対応）
- ・ 民間シェルター

④カウンセリング

- ・ 神戸市配偶者暴力相談支援センター
- ・ 神戸市・兵庫県立男女共同参画センター

⑤法律相談

- ・ 神戸市・兵庫県立男女共同参画センター（相談のみ：弁護士の紹介は行わない）
- ・ 法テラス（相談、弁護士の紹介、法律扶助）

⑥住民票の閲覧制限支援措置や国民健康保険の加入等の相談

- ・ 神戸市配偶者暴力相談支援センター（証明書発行）
- ・ 区まちづくり推進部（手続き）

⑦子育てや子どもに関する相談

- ・ 区保健福祉部健康福祉課、こども家庭センター、保育所（園）、幼稚園、学校、総合教育センター、ファミリーサポートセンター、主任児童委員等

⑧外国人の相談

- ・ 神戸国際コミュニティセンター（外国人の生活一般相談）
- ・ 兵庫県外国人インフォメーションセンター（外国人の生活一般相談）
- ・ 神戸市配偶者暴力相談支援センター（DV全般相談）
- ・ 民間支援団体（外国人の生活一般相談＋DV相談）

⑨高齢者・障がい者の相談

- ・ 区保健福祉部健康福祉課（高齢者・障がい者の生活一般相談、制度手続き窓口等）
- ・ あんしんすこやかセンター（高齢者の生活一般相談）
- ・ 障害者地域生活支援センター（障がい者の生活一般相談）

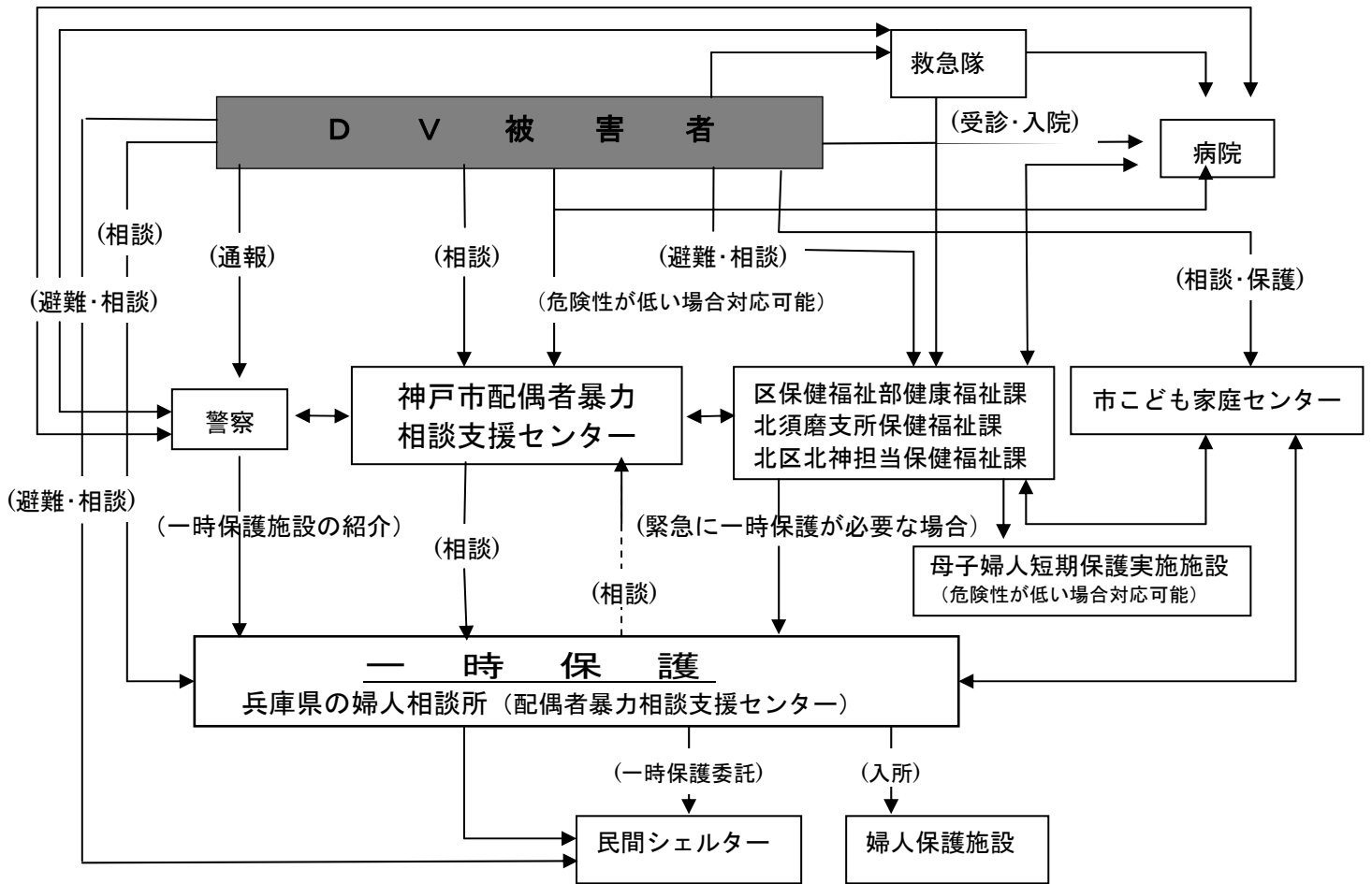
⑩心身の治療・ケア

病院、神戸市こころの健康センター、兵庫県こころのケアセンター

⑪その他相談先

市民相談室、女性人権ホットライン、民生委員児童委員、母子生活支援施設等

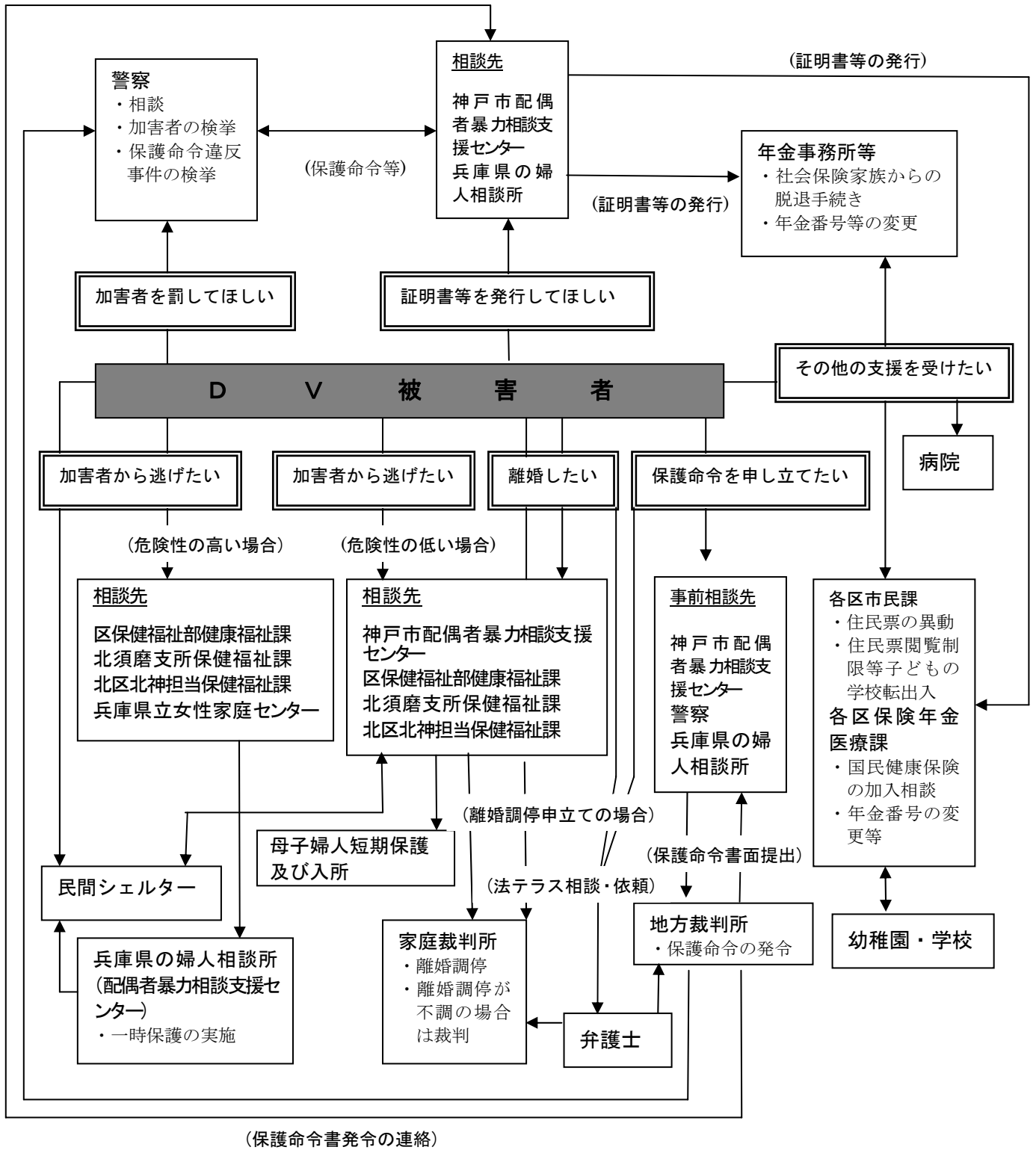
(2) 緊急時(危険が迫っている時)の支援



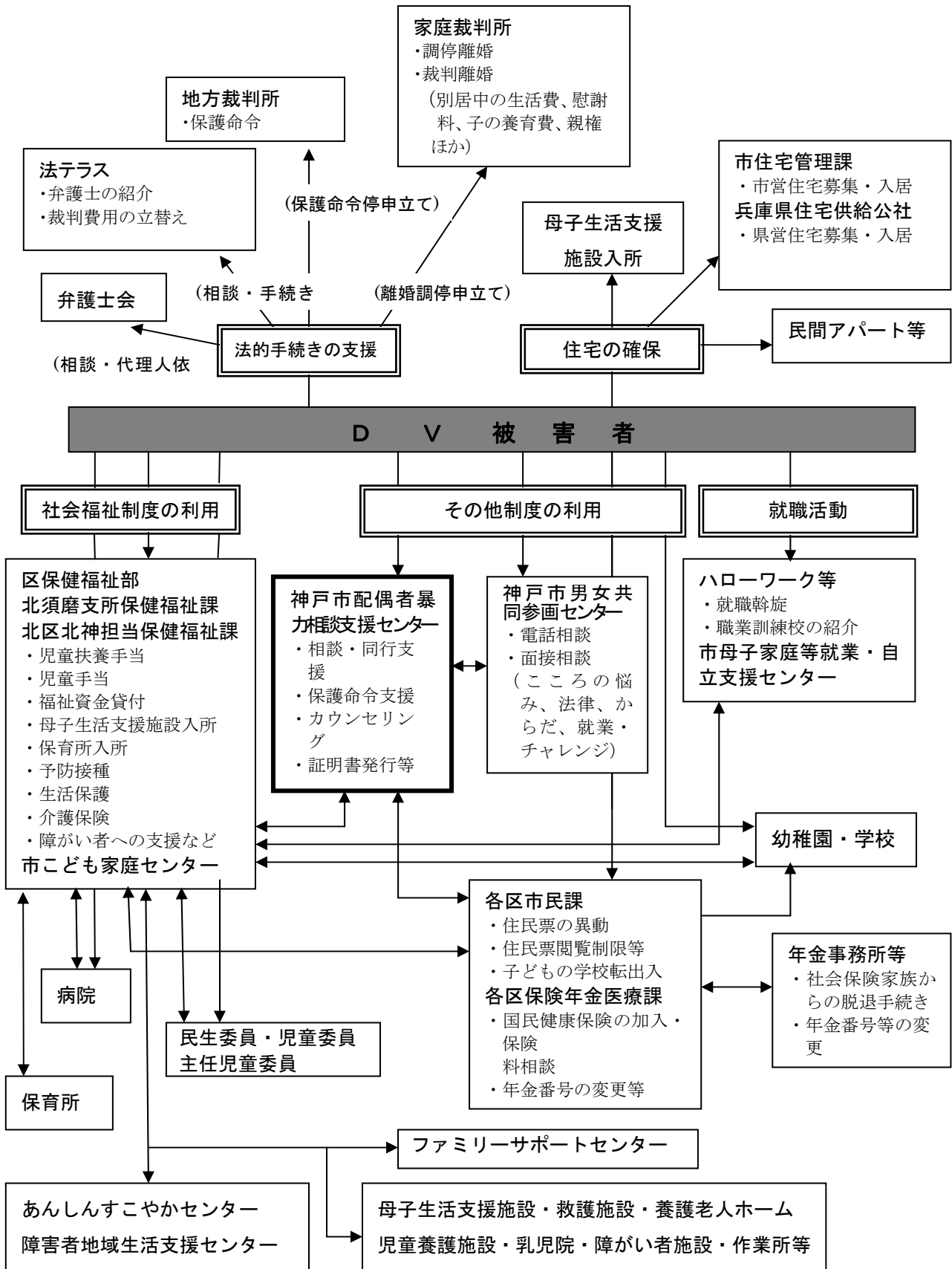
※ 一時保護の相談・身柄の保護・・・区保健福祉部健康福祉課、警察（休日・夜間）

※ 一時保護の実施機関・・・兵庫県の婦人相談所

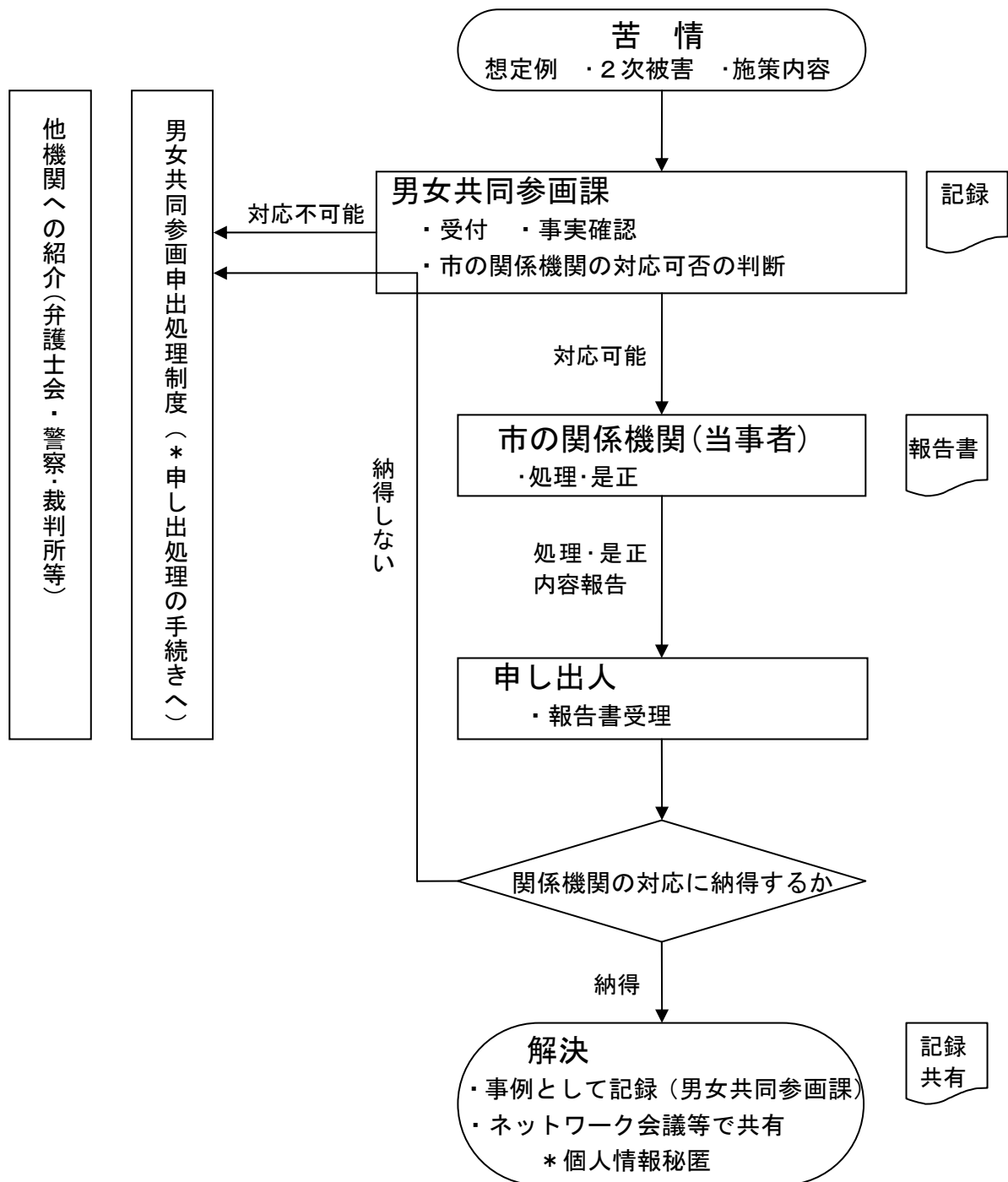
(3) 安全確保のための支援



(4) 自立支援



資料4 苦情処理フローチャート



対象：市の関係機関に対するDVに関わる苦情（2次被害、施策内容 等）

窓口：神戸市市民参画推進局市民生活部男女共同参画課

方法：郵送、FAX、Eメール、来庁による。苦情内容を文書により提出(連絡先明記のこと)

郵送〒650-8570(住所不要) 神戸市市民参画推進局市民生活部男女共同参画課

FAX078(322)6034 Eメール danjyo@office.city.kobe.lg.jp

お問い合わせ：TEL078(322)5179 または、上記 FAX、Eメールで。

参 考 资 料

参考資料 1

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 に関する法律(平成13年法律第31号)

最終改正：平成19年7月11日法律113号

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本
計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等
(第三条—第五条)

第三章 被害者の保護(第六条—第九条の
二)

第四章 保護命令(第十条—第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条—第二十八條)

第六章 罰則(第二十九条・第三十條)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県 基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため

の施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、

情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する

法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和三十二年法律第三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところによ

り、当該被害を自ら防止するための措置の
教示その他配偶者からの暴力による被害
の発生を防止するために必要な援助を行
うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律
第四十五号)に定める福祉に関する事務所
(次条において「福祉事務所」という。)は、
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四
号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六
十四号)、母子及び寡婦福祉法(昭和三十
九年法律第百二十九号)その他の法令の定め
るところにより、被害者の自立を支援する
ために必要な措置を講ずるよう努めな
ければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協
力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道
府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町
村の関係機関その他の関係機関は、被害者
の保護を行うに当たっては、その適切な保
護が行われるよう、相互に連携を図りな
がら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保
護に係る職員の職務の執行に関して被害
者から苦情の申出を受けたときは、適切か
つ迅速にこれを処理するよう努めるもの
とする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する
暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生
命又は身体に対し害を加える旨を告知し
てする脅迫をいう。以下この章において同
じ。))を受けた者に限る。以下この章にお
いて同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴
力を受けた者である場合にあつては配偶
者からの更なる身体に対する暴力(配偶者
からの身体に対する暴力を受けた後に、被

害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消さ
れた場合にあつては、当該配偶者であつた
者から引き続き受ける身体に対する暴力。
第十二条第一項第二号において同じ。)によ
り、配偶者からの生命等に対する脅迫を受
けた者である場合にあつては配偶者から
受ける身体に対する暴力(配偶者からの生
命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が
離婚をし、又はその婚姻が取り消された場
合にあつては、当該配偶者であつた者から
引き続き受ける身体に対する暴力。同号に
おいて同じ。)により、その生命又は身体に
重大な危害を受けるおそれが大きいとき
は、裁判所は、被害者の申立てにより、そ
の生命又は身体に危害が加えられること
を防止するため、当該配偶者(配偶者から
の身体に対する暴力又は生命等に対する脅
迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又は
その婚姻が取り消された場合にあつては、
当該配偶者であつた者。以下この条、同項
第三号及び第四号並びに第十八条第一項
において同じ。)に対し、次の各号に掲げる
事項を命ずるものとする。ただし、第二号
に掲げる事項については、申立ての時に
おいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠
を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して
六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に
生活の本拠としている住居を除く。以下
この号において同じ。)その他の場所にお
いて被害者の身辺につきまとい、又は被
害者の住居、勤務先その他その通常所在
する場所の付近をはいかいしてはなら
ないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して
二月間、被害者と共に生活の本拠として
いる住居から退去すること及び当該住
居の付近をはいかいしてはならないこ
と。

2 前項本文に規定する場合において、同項

第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がそ

の同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の

場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面

会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命

令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨

及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じ

たとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該

発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十

八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに

被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第

四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律

による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

参考資料 2

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(概要)

平成20年1月11日内閣府、国家公安委員会、
法務省、厚生労働省告示第1号

第1 配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

2 我が国の現状

平成13年4月、法が改正され、平成16年5月には、法改正が行われ、平成16年12月に施行されるとともに、基本方針が策定された。平成19年7月に法改正が行われ、平成20年1月11日に施行された。

3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

(1) 基本方針

基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。

(2) 都道府県基本計画及び市町村基本計画

基本計画は、第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに、都道府県と市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町

村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。

第2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

1 配偶者暴力相談支援センター

都道府県の支援センターは、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。市町村の支援センターは、身近な行政主体における支援の窓口として、その性格に即した基本的な役割について、積極的に取り組むことが望ましい。また、民間団体と支援センターとが必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である。

2 婦人相談員

婦人相談員は、被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

(1) 通報

都道府県及び市町村は、被害者を発見した者は、その旨を支援センターまたは警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。医師その他の医療関係者等は、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

(2) 通報等への対応

支援センターにおいて、国民から通

報を受けた場合は、通報者に対し、被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。医療関係者から通報を受けた場合は、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に出向く等により状況を把握し、被害者に対して説明や助言を行うことが望ましい。警察において、配偶者からの暴力が行われていると認められた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。

4 被害者からの相談等

(1) 配偶者暴力相談支援センター

電話による相談があった場合は、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、また、面接相談を行う場合は、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、問題解決に向けて助言を行うことが必要である。

(2) 警察

相談に係る事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえ捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行うことが必要である。

(3) 人権擁護機関

支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設への紹介等の援

助をし、暴力行為に及んだ者等に対しては、これをやめるよう、説示、啓発を行うことが必要である。

5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

(1) 被害者に対する援助

婦人相談所において、医師、心理判定員等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。また、被害者が、地域での生活を送りながら、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、カウンセリングを行うことや適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必要である。

(2) 子どもに対する援助

児童相談所において、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対して、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、カウンセリング等を実施することが必要である。また、学校及び教育委員会並びに支援センターは、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていること等について、適切に情報提供を行うことが必要である。

(3) 医療機関との連携

支援センターは、被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合は、医療機関への紹介、あっせんを行うことが必要である。

6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

(1) 緊急時における安全の確保

婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を

求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適当な場所にかくまう、又は避難所を提供すること等の緊急時における安全の確保は、身近な行政主体である市町村において、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。

(2) 一時保護

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護することを目的に行われるものであるから、夜間、休日問わず、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。また、それぞれの被害者の状況及び施設を選定することが必要である。

(3) 婦人保護施設等

婦人保護施設は、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。母子生活支援施設は、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子についての心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

(4) 広域的な対応

都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

7 被害者の自立の支援

(1) 関係機関等との連絡調整等

支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体

的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。また、手続きの一元化や同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続きの円滑化を図ることが望ましい。

(2) 被害者等に係る情報の保護

支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者からの請求については閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行うことが必要である。また、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に嚴重に情報の管理を行うことが必要である。外国人登録原票については、原則として非公開であり、その取扱いには十分な注意が求められることについて、徹底することが必要である。

(3) 生活の支援

福祉事務所及び母子自立支援員においては、法令に基づき被害者の自立支援を行うことが必要である。福祉事務所においては、生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

(4) 就業の支援

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用についても積極的に促すことが必要である。

(5) 住宅の確保

公営住宅の事業主体において、被害者

の自立支援のため、公営住宅の優先入居や目的外使用等の制度が一層活用されることが必要である。また、都道府県等においては、身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難となっている被害者のための身元保証人を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。

(6) 医療保険

被害者が被害を受けている旨の証明書を持って保険者に申し出ることにより、健康保険における被扶養者又は国民健康保険組合における組合員の世帯に属する者から外れること、また、第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること等の情報提供を行うことが必要である。

(7) 年金

被害者が社会保険事務所において手続をとることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われること等について、情報提供等を行うことが必要である。

(8) 子どもの就学・保育等

支援センターは、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡をとるとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。国においては、市町村に対し、保育所への入所については、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、支援センターにおいては、住民票の記載がなされていない場合であっても、予防接種や健診が受けられることについて、情報提供等を行うことが必要である。

(9) その他配偶者暴力相談支援センターの

取組

離婚調停手続等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。資力の乏しい被害者が無料法律相談等民事法律扶助制度を利用しやすくするため、日本司法支援センターに関する情報の提供等を行うことが望ましい。また、住民票の記載がなされていない場合の介護給付等の取り扱いについて情報提供を行うことが必要である。

8 保護命令制度の利用等

(1) 保護命令制度の利用

被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行うとともに、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されること等について、被害者に対し説明することが必要である。

(2) 保護命令の通知を受けた場合の対応

ア 警察

速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

イ 配偶者暴力相談支援センター

速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うこ

とが必要である。また、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。

9 関係機関の連携協力等

(1) 連携協力の方法

被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

(2) 関係機関による協議会等

関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。参加機関としては、都道府県又は市町村の関係機関はもとより、関係する行政機関、民間団体等について、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ましい。

(3) 関連する地域ネットワークの活用

関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

(4) 広域的な連携

市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられることから、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

(1) 職務関係者による配慮

職務関係者は、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被

害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮することが必要である。職務を行う際は、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。また、被害者には、外国人や障害者である者等も当然含まれていること等に十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

(2) 職務関係者に対する研修及び啓発

研修及び啓発の実施に当たっては、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が重要である。

11 苦情の適切かつ迅速な処理

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。

12 教育啓発

(1) 啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する確かな理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

(2) 若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。

13 調査研究の推進等

(1) 調査研究の推進

国においては、加害者の更正のための指導の方法に関する調査研究について、いかに被害者の安全を高めるか等をその目的とするよう留意して、配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向けた調査研究の推進に努める。また、被害者の心身の健康を回復するための方法等について、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、調査研究の推進に努める。

(2) 人材の育成等

関係機関は、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

14 民間の団体に対する援助等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等との実態等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国及び地方公共団体における施策の実施状況等を把握するとともに、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結

果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 基本計画の策定・見直しに係る指針

(1) 基本計画の策定

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

(2) 基本計画の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。

参考資料3

用語解説（50音順）

（あ行）

用語	解説
あんしんすこやかセンター （地域包括支援センター）	高齢者が住みなれた地域で継続して生活できるよう、地域で包括的な支援を行われる体制（地域包括ケア）を構築するための中核機関であり、地域における高齢者の総合相談窓口、介護予防マネジメントなどの機能を担う。概ね中学校区毎（全市で74箇所）に設置されており、保健師又は看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーに加え、神戸市独自に見守り推進員を配置している。
一時保護	都道府県の役割としてDV防止法に規定されている。都道府県が運営する婦人相談所に、緊急に保護が必要な被害者を一時的に保護すること。一時保護の期間は2週間が目安。婦人保護施設、民間シェルター（緊急避難施設）に、一時保護を委託する制度も導入されている。

（か行）

用語	解説
外国人登録記載事項証明	外国人登録されている事項を証明するもので、通常の証明書には、氏名（通称名）、性別、生年月日、国籍、外国人登録番号、在留の資格、在留期間、居住地、世帯主の氏名、世帯主との続柄が記載されている。
グループカウンセリング	同じような悩みを持つ人をグループとし、ミーティングを行い、カウンセラーの援助を得ながら意見交換する中で、問題を解決する。
ケースカンファレンス	医師やソーシャルワーカーなど援助に携わる者が集まって行う事例検討会。
神戸国際コミュニティセンター	外国人にとって暮らしやすいまちづくりと地域の国際化を目的に設置された施設で、英語などによる市政や生活情報の提供や、市民と外国人の交流促進のための様々なサービスを行っている。
「神戸市男女共同参画計画」(第3次)	「神戸市男女共同参画の推進に関する条例」に基づく平成23年3月に策定する神戸市の総合的な行政計画で、基本目標のひとつである「女性に対するあらゆる暴力の根絶」の中で、「神戸市配偶者等暴力（DV）対策基本計画（第2次）の推進」を掲げている。
「神戸市男女共同参画計画」(第2次)	平成20年3月に策定された「神戸市男女共同参画の推進に関する条例」に基づく神戸市の総合的な行政計画で、計画の重要ポイントとして、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進」と「配偶者等からの暴力（DV）の防止・被害者支援」を掲げている。
神戸市男女共同参画センター	男女共同参画社会の形成のための啓発、活動の支援、情報の発信等の事業、市民に活動及び交流の場を提供することにより、男女共同参画社会の形成を促進するため、平成3年に神戸市生活学習センターとして設置され、平成12年に男女共同参画センター（あすてっぷKOBE）となった。
高齢者虐待防止法	『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』の略称。高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、高齢者の権利利益を擁護することを目的としている。
こころの健康センター	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）」に基づく、精神保健と精神障害者福祉にかかる技術的中核機関「精神保健福祉センター」として、平成13年4月に開設した施設。こころの健康と、その向上に役立つ情報の発信や関係機関職員への研修や技術協力、専用電話相談、専門相談による心の病気で困っているご本人やご家族や支援者からの相談などを行っている。

戸籍の附票	住民票と戸籍とを相互に関連させ、それぞれの記載の公正性を保つための仲立ちとして戸籍の附票がある。附票は、その区域内に本籍を有する者について、戸籍を単位として作成する。戸籍の附票には、戸籍の表示、氏名、住所、住所を定めた年月日の4つのみ記載されている。
こども家庭センター	＝児童相談所。都道府県、政令指定都市が設置する児童福祉のための相談機関。具体的な業務は、児童やその家庭に関する各種相談に応じるほか、必要な調査や医学的、心理学的、教育学的、社会学的、精神保健的な判定や指導、児童の一時保護、施設への入所措置を行っている。
個別カウンセリング	カウンセラーとの1対1の人間関係により行われるカウンセリングのこと。

(さ行)

用語	解説
支援関係機関	被害者の相談・支援に関わる機関のこと。
実務担当者	被害者の支援に関する手続きを直接行う職員のこと。
児童虐待防止法	「児童虐待の防止等に関する法律」の略称で、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見、児童虐待を受けた児童の保護等、児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童を発見した者の通告義務等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進することを目的とし、平成12年に制定された法律。
児童相談所	児童福祉法第12条に基づき、各都道府県及び政令指定都市・児童相談所設置市に設置される行政機関(＝こども家庭センター)。
児童福祉法	児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるよう、児童福祉機関の役割と業務、各種福祉サービス、児童福祉施設の種類と機能等が規定されている、昭和22年に制定された法律。
児童扶養手当	離婚や死亡等により、父がいない児童(及び父が重度の障がい者である児童)を養育している母、又は養育者に支給される手当。
就業・チャレンジ相談	再就職を希望する女性や、転職や起業等を希望する女性に対し、そのための情報提供や支援を行う。神戸市男女共同参画センターで実施している。
住民基本台帳	住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎となる制度で、各市町村において、住民票を世帯ごとに編成して作成されている。 国民健康保険や国民年金の被保険者としての資格の受理、学齢簿の作成など、市町村が行う各種サービスの基礎となる。 なお、被害者からの申出により、加害者とされている者の閲覧等を拒む措置を取ることができる。
主任児童委員	地域における子ども・子育て支援を更に推進するため、区域を担当せず、児童福祉に関する事柄を主に取扱う民生委員・児童委員。
障害者地域生活支援センター	障害者自立支援法における地域生活支援事業の一つである相談支援事業のうち特に、神戸市が民間法人に委託し実施しているもの。地域における相談支援の拠点。地域において身体、知的、精神障がい者(児)・保護者・障がい者の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等のサービスを行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援を実施する。
情報アドバイザー	神戸市男女共同参画センターに配置している、必要な情報を提供する職員のこと。
初期対応	最初の相談対応をいう。
女性のためのDV相談室	＝神戸市配偶者暴力相談支援センター
女性のための相談室	神戸市男女共同参画センターで行っている。女性の相談員が、こころの悩み、法律、からだ、就業・チャレンジの相談に対応している。

女性の人権ホットライン	全国の法務局・地方法務局で設置している、女性をめぐる人権問題に関する相談専用電話。夫やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為といった女性をめぐるさまざまな人権問題についての相談に応じている。
市民相談室	市内在住・在学・在勤者を対象として、一般、家庭問題、交通事故、市民法律、土地・建物、労働問題、社会保険・年金、税務、住宅修繕、暴力特別、公証等、日常生活で生じる様々な問題について、面接により行っている。
守秘義務	一定の職業や職務に従事する者・従事した者に対して、法律の規定に基づいて特別に課せられた「業務上・職務上知りえた秘密を他に漏らしてはならない」という義務のこと。
自立支援員	女性家庭センターにおいて、被害者のカウンセリングや自立のための援助計画の策定、助言等を行っている。
スーパーバイズ	高度な知識や経験に基づき、より専門的で適切な指導、支援を行うこと。
すくすくハンドブック	母子健康手帳と一緒に配布している冊子で、市内の医療情報や子育て情報、各区の様々な行政情報等、日常生活の注意、健診、予防接種の受け方、栄養、歯科保健など、妊娠期から出産・育児期に必要な情報が記載されている。
ストーカー行為	同一の人に対し、つきまとい等を繰り返し行うこと。
生活保護	生活に困窮する全ての国民に対し、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する制度。
精神保健福祉相談員	神戸市では、区役所・支所・こころの健康センターに配置され、精神保健と精神障がい者福祉に関する相談に応じている。また、精神障がい者及びその家族の自宅を訪問して必要な指導やアドバイスをを行う。
性的マイノリティ	性別は男女のみ、異性以外に性的意識が向くのはおかしいなどといった従来の固定的な考え方に由来する性のあり方から逸脱していると見なされて、差別的取扱いをされている人々のことを指す。具体的には、同性愛者、両性愛者、性同一性障がいの人、インターセックスの人などのこと。
セルフケア	自分自身がストレスに気づき、これに対処するための知識や方法を学び、それを実際に行うこと。
総合教育センター	教育の充実及び振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき設置され、教育職員の研修、教育に関する専門的研究、視聴覚教育、教育相談、心身障がい児教育に関する情報の提供・検査・訓練、幼児教育に関することを行っている。
ソーシャルワーカー	一般に、福祉の相談にのる職業全般を指す。

(た行)

用語	解説
デートDV	親密な関係にある婚姻関係にない恋人間に起こるDVのこと。
同行支援	被害者が支援関係機関や医療機関などに直接出向いて相談や手続きを行う際、一緒に関係機関に出向くこと。被害者の立場に立って側面から支援する。
ドメスティック・バイオレンス (DV)	配偶者や恋人等の親しい関係にある人から振るわれる暴力のこと。DVには、殴る、蹴るといった「身体的暴力」だけでなく、言葉による「精神的暴力」、親・兄弟姉妹や友人との付き合いや行動を制限する「社会的暴力」、生活費を渡さないといった「経済的暴力」、避妊に協力しないなどの「性的暴力」も含まれる。「男性優位・女性従属」の社会構造や慣習から生じる問題として取り上げられ、親子間や高齢者と介護家族の間に生じる「家庭内暴力」とは区別されている。DV防止法では、配偶者間(事実婚や元配偶者も含む。)の暴力に限定し、性別は問わないものとしている。

(な行)

用語	解説
二次受傷	相談員などの支援者が、被害者から深刻な被害状況等について数多く話を聞くうちに、自らも同様の心理状態に陥ること。
二次的被害	配偶者等からの暴力（DV）により心身ともに傷ついた被害者が、保護、捜査、裁判等の過程において、DVの特性や被害者の置かれた立場を理解しない職務関係者の不適切な言動で、更に傷つくこと。
乳幼児医療制度	乳幼児が健やかに成長できるよう、健康保険証を使って医療機関にかかったときの保険診療自己負担分を公費で助成する制度。他の法令等により公費負担を受けられることができる場合は、その公費負担が優先される。
ネグレクト	本来英語で「無視すること」を意味しますが、日本では主に保護者などが子どもや高齢者・病人などに対して、必要な世話や配慮を怠ることを指し、児童虐待、高齢者虐待のひとつとされている。
年金事務所	国（厚生労働大臣）から委任・委託を受け、公的年金に係る一連の運營業務（適用・徴収・記録管理・相談・裁定・給付など）を担う。

(は行)

用語	解説
バーンアウト	被害者の話を聞くうちに、聞いている支援者が燃え尽きてしまうこと。
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	＝DV防止法。人権の擁護と男女平等の実現を図るために、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するために平成13年に制定された法律。 ○法律の対象 「配偶者からの暴力」 ・「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含む。男性、女性の別を問わない。また、離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む）も引き続き暴力を受ける場合を含む。 ・「暴力」は、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を指す。なお、保護命令に関する規定等については、身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫のみを対象とする。
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針	DV防止法の改正により、平成20年1月に国が施策等に関する基本的な事項をまとめた基本的な方針で、市町村においても、「配偶者暴力相談支援センターの設置」と「基本計画の策定」が努力義務となった。
配偶者暴力相談支援センター	DV防止法で、都道府県は、婦人相談所その他の適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすこととなっており、また市町村でも、その設置が努力義務とされている。 神戸市では、平成18年11月より、一時保護を除く、相談・カウンセリング・情報提供・連絡調整・保護命令申立ての支援等を行う配偶者暴力相談支援センター（＝女性のためのDV相談室）の業務を開始している。
ハローワーク	＝公共職業安定所。職業安定法に基づき、労働市場の実情に応じて労働力の需給の適正な調整を行うため、全国的体系で組織・設置される総合的雇用サービス機関。求職者にはその有する能力に適合した職業に就く機会を与え、求人者にはその雇用条件にかなった求職者の斡旋を行う。
兵庫県外国人インフォメーションセンター	外国人が安心して過ごせるよう、暮らしの中で困ったことや知りたいことのアドバイスや情報の提供を行うため、兵庫県国際交流協会で設置している。相談員が5言語（日本語・英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語）による生活相談や、弁護士による法律相談も実施している。

兵庫県こころのケアセンター	被災者や被害者のトラウマ（心的外傷）や、その結果として生ずるPTSD（心的外傷後ストレス障がい）などの研究機能をはじめ、研修や情報発信・普及啓発、連携・交流、相談・診療といった、「こころのケア」に関する多様な機能を有する全国初の拠点施設。
兵庫県立男女共同参画センター	兵庫県が運営する施設で、男女がお互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成を図るための施策を総合的に推進する。
ひょうごDV防止ネットワーク会議	DV被害者の相談、保護、支援等を行う関係機関の相互協力及び密接な連携を図り、DVの防止、被害者の支援を効果的に推進するため、設置された会議で、関係機関相互の情報交換や連絡調整、関係職員の研修等を行っている。また、県民局単位に地域DVネットワーク会議を設置し、情報交換、事例検討等を通じて、県内全地域で同じサービスが提供されるよう、地域の支援体制を強化している。
ファミリーサポートセンター	地域において育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織。
フィードバック	関係機関に対して、結果について伝えるだけでなく、結果を導くための計画や行動についての反省点についての情報を伝えること。
福祉事務所	社会福祉法に基づき設置された社会福祉行政の現業を担う機関。業務は、生活保護をはじめ、老人、児童、母子、障がい者等の福祉に関する事務を行っている。本市では、各区保健福祉部が福祉事務所の役割を果たしている。
婦人相談員	売春防止法第34条に基づき、都道府県知事又は市長の委嘱を受け、保護を必要とする女子等の発見に努め、相談に応じ、必要な指導をすることを業務としている。DV防止法により、配偶者からの暴力の被害者の相談に応じ、必要な指導を行っている。
婦人相談所	売春防止法第34条に基づき、各都道府県に必ず1つ設置されている。元々は売春を行うおそれのある女子の相談、指導、一時保護を行う施設であったが、婦人保護事業の中で女性に関する様々な相談に応じる中で、配偶者間の暴力に関してもDV防止法成立前から、相談・保護に取り組んできた。DV防止法の成立により、配偶者暴力相談支援センターの機能を担う施設の一つとして位置づけられた。
婦人保護施設	売春防止法第36条により都道府県や社会福祉法人などが設置している。もともとは売春を行うおそれのある女子を収容保護する施設であったが、現在では、家庭環境の破綻や生活の困窮など、様々な事情により社会生活を営むうえで困難な問題を抱えている女性も保護の対象としている。DV防止法により、配偶者からの暴力の被害者の保護を行うことができる施設であると明確化された。
婦人寮	離婚・DV・借金苦など社会的・家庭的に困難で複雑な問題を抱えた女性を保護し、自立を支援する施設。＝婦人保護施設
フローチャート	「流れ図」ともいい、仕事や行動の過程を図に表す方法のひとつ。
法テラス	法律による紛争の解決に必要な情報やサービスを受けられる社会を実現するため、「総合法律支援法」にもとづいて設立された独立行政法人「日本司法支援センター」の愛称。
保健所	地域保健法に基づき、地域の公衆衛生の向上及び増進を目的とした行政機関。神戸市では、各区保健福祉部が保健所の役割を果たしている。

保護命令	<p>DV防止法による被害者が、配偶者からのさらなる身体及び精神に対する暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、加害者（事実婚及び元配偶者を含む）に対し発する命令。「接近禁止命令」と「電話等禁止命令」及び「退去命令」がある。</p> <p>1 接近禁止命令</p> <p>(1) 被害者への接近禁止命令 被害者へのつきまといや被害者の住居・職場等の近くを徘徊することを禁止する命令で、期間は6ヶ月。</p> <p>(2) 被害者の子又は親族等への接近禁止命令 被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者と同居する未成年の子又は親族等の身边をつきまったり、子又は親族等の学校、住居、勤務先等の近くを徘徊することを禁止する命令。被害者の接近禁止命令と併せて発令される。期間は6ヶ月。</p> <p>2 電話等禁止命令 被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者に対する一定の電話・電子メール等を禁止する命令。被害者の接近禁止命令と併せて発令される。期間は6ヶ月。</p> <p>3 退去命令 被害者と加害者が生活の本拠をともにする場合、加害者にその住居からの退去及び住居の付近の徘徊の禁止を命ずる命令で、期間は2ヶ月。</p>
母子及び寡婦福祉法	母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的として昭和 39 年に制定された法律。
母子家庭自立支援教育訓練給付金	母子家庭の母の能力開発及び就業を支援するため、市が指定した対象講座について、受講に要した経費の2割を給付する。
母子家庭高等技能訓練促進費	母子家庭の母が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、2年以上養成機関等で修業する場合に、修業期間の最後の2分の1の期間について支援する事業。
母子家庭等就業・自立支援センター	母子家庭の母等を対象に、就業相談、就業支援講習会の実施、就職情報の提供など一貫した就労支援サービスを行う、就業・自立を支援する施設。
母子寡婦福祉資金貸付金	母子家庭の母や児童等に対し、経済的自立を支援し、児童の福祉を増進するため、修学、技能習得等の資金を貸し付ける制度。
母子健康手帳	妊娠、出産及び育児に関する一貫した健康記録であるとともに、乳幼児の保護者に対する育児に関する手引書としての性格を持ち、妊娠の届出をした者に対し、市町村が交付している。
母子自立支援員	福祉事務所において、母子家庭の母及び寡婦に対し、生活の相談に応じ、自立に向けた支援をしている。
母子生活支援施設	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、保護するとともに自立を促進するため、生活を支援する施設。
母子・婦人短期保護事業	母子や単身女性が、DVを含む一時的な避難が必要となった場合に、保護を実施するもの。保護の期間は、1カ月が目安。保護を行うことで、心身ともに安定した生活を提供し、問題解決に向けた指導を行う。

(ま行)

用語	解説
民間支援団体	独自で配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図る活動を行っているNPO 法人等の団体。法律制定以前から被害者への相談支援に取り組むなど、豊富な知識とノウハウを有している団体も多い。

民間シェルター	民間団体によって運営される被害者が緊急一時的に避難できる施設。民間シェルターは、被害者の一時保護だけにとどまらず、相談への対応、被害者の自立に向けたサポートなど、被害者に対する様々な支援を行っている。
民生委員・児童委員	地域において、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々。無報酬で活動を行っている。厚生労働大臣から委嘱され、任期は3年間とされている。
面会センター	監督付の親子の面会所。DV被害者が離婚後、裁判所から面会権を得た加害者であることが多い父親に安心して子どもを面会させるために設けられた仕組み。
目的外使用制度	期間を限って市営住宅を目的外使用許可により提供する制度。対象は一定の要件を満たすDV被害者。

(や行)

用 語	解 説
優先入居	住宅に困窮している低額所得者の中でも特に困窮度が高い者について、市営住宅の抽選時に有利に取り扱う制度で、DV被害者のうち、配偶者暴力相談支援センターによる一時保護等が終了した日又は裁判所の保護命令が効力を生じた日から5年間を経過していない者が該当する。

神戸市市民参画推進局市民生活部男女共同参画課

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

TEL 078-322-5179 FAX 078-322-6034

<http://www.city.kobe.lg.jp/life/community/cooperation/>

神戸市広報印刷物登録 平成22年度第394号(広報印刷物規格A-1類)